

平成18年第3回防府市議会定例会会議録(その2)

平成18年9月11日(月曜日)

議事日程

平成18年9月11日(月曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	行 重 延 昭 君	2番	原 田 洋 介 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	高 砂 朋 子 君
5番	斉 藤 旭 君	6番	横 田 和 雄 君
7番	弘 中 正 俊 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	山 本 久 江 君	10番	重 川 恭 年 君
11番	三 原 昭 治 君	12番	木 村 一 彦 君
13番	安 藤 二 郎 君	14番	平 田 豊 民 君
15番	田 中 敏 靖 君	16番	藤 野 文 彦 君
17番	山 根 祐 二 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	伊 藤 央 君	20番	松 村 学 君
21番	佐 鹿 博 敏 君	22番	大 村 崇 治 君
23番	河 村 龍 夫 君	24番	山 下 和 明 君
25番	馬 野 昭 彦 君	26番	深 田 慎 治 君
27番	山 田 如 仙 君	28番	中 司 実 君
29番	田 中 健 次 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2番、原田議員、3番、河杉議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。

通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので御了承をお願いします。

これより質問に入ります。最初は13番、安藤議員。

〔13番 安藤 二郎君 登壇〕

13番（安藤 二郎君） おはようございます。

みどりの会の安藤でございます。1番ということでよろしく願いをいたします。

2つの項目で市民参画についてということと、観光行政についてと、大きい2つのことについて質問をいたします。

最初に、市民参画についてということについて質問をいたします。

第三次防府市総合計画のうちの後期計画については、計画策定の段階から議会並びに市民の参画があり、ある程度お互いが納得のいく計画ができたものとの印象を受けておりましたけれども、今回住民投票条例が上程されるということを受けまして、改めて後期計画のうち計画推進の方策の中から市民参画の推進について少し検証してみたいと思います。

この中で次のように記述されております。

地方分権の進展に対応した自立型の地域社会を実現するため、市民の参画と協働による市政を推進するとともに、市民の経験と行動力が生かされる自主的、主体的な活動を推進します。市民の参画と協働による市政の推進、その中で情報の共有化の推進、政策形成過程への参画の推進、自治基本条例などの整備。として自主的、主体的な市民活動の推進として、若者が活躍できる機会づくり、市民活動の推進。さらに実行計画の中で政策形成過程への参画を推進し、さらに自治基本条例の整備などに関する調査を進めますとあります。

さて、ここで質問をいたします。

まず第1点、市民参画のレベルについてであります。前期計画においては同じ市民参画の推進の中で広報広聴機能の充実、コミュニティ活動の支援、市民の自主的活動の支援として、あくまでも市民を客体としてとらえておりますが、必ずしも市民が主体とは言えない表現でしたけれども、今回の計画においては政策形成過程への参画とありまして、参画のレベルは格段に変化しております。

市民が主体を前面に打ち出しているように見えますけれども、市民参画手法についてこの前期5年間でどのような変遷を経てきたのか、あるいはどのような反省に基づいてこういうふうに変化してきたのか、この考え方についてお尋ねをいたします。

2番としまして、自治基本条例の制定への道のりということですが、1999年7月に地方分権一括法が成立しました。この法は、まさに地方自治法が主役でその改正が行われたわけですが、残念ながらこの中では新たな分権型社会における自治体運営のあり方を指し示すような条文の新設はなく、自治体と住民との関係を含む自治責任を果たすための制度設計は自治体自身の課題とされ、したがってそれぞれの自治体では住民との間で十分な議論を尽くして制度設計をすることとされております。その制度設計こそが自治基本条例ではないでしょうか。

それぞれの自治体が独自で持っている価値観、あるいは理念といったもの、あるいは自

治体を運営する際の透明性、公正さ、これらの保障、あるいは市民が自治体に対して行使できる権利、あるいは担うべき義務について定める。本格的な分権社会における自治行政のあり方を明確にする。いわゆる自治体の憲法とも言われている制度であります。これが自治基本条例です。

そこで質問しますが、後期計画の中で、自治基本条例の整備については制定するではなく、ようやく調査を始める、進めるとあり、とりわけ分権社会への対応のおくれが懸念されているところですが、今後どのような工程で自治基本条例を定めようとしておられるのか、すなわち自治基本条例に対する基本的考え方並びにタイムスケジュールについてお尋ねをいたします。

第3点ですが、生涯学習宣言都市の活用についてですが、現在NHK「功名が辻」で舞台となっております山内一豊の居城であります掛川の話でございます。

昭和54年といいますから今から約27年前、たびたび私が話に出しますけれども、掛川市の榛村市長が生涯学習都市宣言をされました。それ以来、全国各地で生涯学習なる言葉が踊っております。この中で、榛村市長は掛川市の最終ビジョンとして自然と農住商工とレクリエーション施設が美しく共存した考え深い市民の大勢いるまちとしている。考え深い市民の大勢いるまちというところは、ほかの都市では見られない新鮮なものであったわけですね。これこそが生涯学習の本旨であります。

限られた財源の中で無限のニーズに応じていくためには、住民、市民がみずから優先順位をつける価値判断力を持ってもらわなくてはならない。市長はこのことを市民参加、住民参加を一步進めた形の市民主体、住民主体の市政ということにしておるわけでありまして。防府市も早い時点で生涯学習宣言都市としていることから、こうした考え方の市民参画、市民主体、住民主体の市政について考えてみたらいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

第2点、観光行政についてです。

まず第1点、観光に対する基本的な考え方についてということで、観光に対する松浦市長の基本的な考え方、すなわち松浦市長は防府市における観光に対して何を期待しているのでしょうかということが第1点。それに伴い、市長さんの観光に対する思い入れ、これについてお尋ねをいたします。

第2点、観光振興の目的は何か。後期計画観光の課題の中で、観光振興と産業振興とをあわせて進めることにより来訪者を増加させ、にぎわいを創出していくことが必要となっておりますとされておりますけれども、一体来訪者が増え、にぎわいが創出した結果、どうなることを期待しておるのでしょうか。とにかくにぎわえばいいのか、そうではなく、何かその目的とするところがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

その基本的な目的が基本戦略というものです。戦略なきところに戦術はありません。基本計画に示されているような観光施設、あるいは観光ルートの整備、こういったことは戦術であって戦略ではありません。戦術ばかりが先行してしまうと、終わってみれば支離滅裂なまちのすがたになってしまいます。観光振興の真の目的、すなわち防府市としてどのような観光戦略をお持ちなのかお尋ねをいたします。

第3点、観光振興を主導するのはだれか。現在、防府市において観光振興を主導しているのはだれなんですか。官である観光課、民間団体の観光協会、それぞれの観光施設、これらはそれぞれどのように役割分担し、行政のやるべきこと、民間にゆだねるべきこと等について協議し、コントロールしておかなくてはならないと思われるけれども、現在どの程度の関係が保たれ、総合的な成果が上がるように、どこで、だれが、どのようにまとめてやっていこうとしているのかお尋ねをいたします。

4番、新たな観光資源は考えられているか。後期計画の中で、観光的要素を備えた未活用の歴史資源、文化資源、自然資源を発掘、再評価し、観光の多様性の創出や充実を図りながら、本市の特性を生かした観光振興に努めますとありますが、本市の特性を生かした未活用の観光資源についてこれまで検討されているのかどうか、もしあるならばその成果について御説明いただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 13番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 1点目の市民参画についての御質問にお答えいたします。

まず、市民参画のレベルについてですが、私は市長に就任して以来、市民が主役を念頭に市政を運営してまいりました。市民が主役となったまちづくりを進める上では、市民の声を市政に反映することはもちろんのこと、市民の皆様と行政とがそれぞれに果たす役割と責任を分担し、協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

そこで、平成13年度から平成17年度までの前期基本計画では、開かれた市政の推進において広報機能の充実、そして情報公開の推進を掲げ、また主体的な市民活動の推進においてコミュニティー活動の支援及び市民の自主的活動の支援を掲げてまいったところでございます。

まず、開かれた市政の推進につきましては、防府市のホームページや広報の充実、情報公開制度の充実を一層推進するとともに、市民相談室の充実、市政懇談会の実施、市長への提言箱の設置などを進めてまいりました。また、各種協議会などの設置に当たっては、

委員の一部を公募するなど、市民参画の推進に力を入れてまいったところでございます。

そして、主体的な市民活動の推進においては、市民活動支援センターの設置をはじめ、ルルサス防府内に協働支援センターを設置するなど、地域におけるコミュニティー活動の活性化にも努めているところでございます。

しかし、近年の地方分権の進展とともに、地方自治体には、みずからのまちはみずからがつくることが強く求められてまいりました。そのため、これまで以上に市民の自主的、主体的な活動や英知と活力を生かし、自治体運営の主体である市民、議会、行政が互いに補完し、協働してまちづくりを進めていくことが重要となり、市民と行政とのあり方が従来の行政主導型の「住民参加」から、市民と行政のパートナーシップによる「参画と協働」という考え方へと進展してまいりました。

こうした急激な地方分権の流れを受けまして、本市の後期基本計画策定においては、推進方策を前期基本計画より一層進め、施策展開の方向を「市民の参画と協働による市政の推進」とし、「情報の共有化」、「政策形成過程への参画の推進」、「自治基本条例の整備」を掲げているものでございます。

ここでの参画と協働とは、市民が自主的、主体的に計画の策定などに加わる、意見を言うこと及び行政と市民とがパートナーシップの原則に基づいてお互いにそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完することによりさまざまな施策をともに実施することであると考えております。これにより、市民の経験と行動力が生かされる参画と協働による市政を一層推進することとしております。

次に、自治基本条例制定への道のりでございますが、本市では後期基本計画の推進方策において自治基本条例などの整備を掲げ、調査・研究を進めるとしております。

自治基本条例をはじめとしたまちづくりの基本となる条例の制定につきましては、北海道のニセコ町に始まり、最近多くの地方自治体で取り組まれており、これには幾つかの形態があります。その中で、自治基本条例は自治体の憲法とも言われ、住民参画やまちづくりの理念、住民や行政の役割や責務、運営体制などを明らかにするものと言われております。

また、市民参加条例と言われる形の条例など、主として参加、参画といった側面からとらえ、行政への市民参加に焦点を絞ったものもございます。このほかもまちづくりの理念に特化した理念条例タイプ、あるいはまちの景観や土地利用に関するものを規定したニセコ町以前のタイプと考えられますまちづくり条例などもございます。このような条例は、各地方自治体の自主的な取り組みであるため、内容や趣旨の細部がその自治体に合った内容で制定されており、自治体によって異なっているのが現状でございます。

さて、本市における市民参画と協働のあり方につきましては、さきの6月定例会市議会でも申し上げましたとおり、市民公募委員を中心とした防府市市民参画懇話会を設置し、この懇話会において市民参画と協働を進めるための仕組みを考えていただくこととしております。したがって、今後、懇話会の協議の中で自治基本条例、あるいは市民参加条例などのあり方も含めて、さまざまな角度から御検討いただきたいと考えております。

続きまして、市民参画による生涯学習宣言都市の活用についてでございますが、参画と協働によるまちづくりににつきましては、その仕組みづくりとともに、市民と行政のパートナーシップの構築が必要でございます。そのためには行政の取り組みの充実とともに、参画と協働を支える市民全体の考える力を培うことが重要であり、これに果たす生涯学習の役割は大きいものがあると認識しております。

御存じのとおり、本市における生涯学習の推進につきましては、平成12年に策定した人づくり、場づくり、体制づくり、機会づくりの4つの柱とする防府市生涯学習推進計画、学ぼうやプランと呼ばれております防府市生涯学習推進計画10カ年計画に基づき、市民一人ひとりが生き生きと活躍できる社会の実現に向けて事業を進めているところでございます。

個人の学習につきましては、従来単なる習い事や趣味にとどまっている傾向がありましたが、学ぼうやプラン策定以降、これらの内容やあり方の見直しを進めております。各地区におきましては、各団体等をネットワーク化した組織、地区生涯学習推進協議会を設立され、地区の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいただいております。本年度中には市内全地区において協議会が設立されることとなります。

今後の取り組みにつきましては、学ぼうやプランの前期までの取り組みも踏まえ、計画に基づいた事業を進めてまいります。市民一人ひとりが主役となる市民参画、協働によるまちづくりを推進していくことが必要とされる今、市民一人ひとりが現在の課題やニーズに対して正しい価値判断ができる能力を高め、今後さまざまな課題に対して自主的、主体的に取り組んでいけるような人づくりに重点を置いた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光行政についての御質問にお答えいたします。

まず、観光に対する基本的な考え方についての御質問にお答えいたします。

私の観光に対する思いといたしましては、より多くの人に防府を訪れていただき、防府の魅力を知っていただき、また訪れたいと認識していただくことでありまして、さらには防府を訪れる人ばかりではなく、市民にもふるさと防府を誇りに思い、好きになっていただくことであります。

防府というまちが、行きたいまち、住みたいまちとなり、多くの人が安らぎを感じ、愛されるまちとなり、さらに多くの人が防府を訪れ、人と人との交流の広がりがまちに息吹を与え、ひいてはまちの活性化につながっていくことを期待しているところでございます。

次に、観光の目的についてでございますが、先ほども申し上げましたように、まちの活性化であると考えております。そのためには防府の魅力を内外に積極的に売り込んでいく必要があります。幸いにして、我がまち防府には豊かな自然や歴史的・文化的遺産、由緒ある祭りや伝統行事など、多岐にわたる観光資源がございますので、このすばらしい防府の魅力を生かし、市民に、また防府を訪れた人にも愛していただけるまちづくりを進め、光り輝く防府にしていきたいと思っております。

次に、観光振興を主導するのはだれかとの御質問についてでございますが、観光振興を図るために行政、観光協会、観光施設及び民間事業者等が、各自において、また連携しながら継続して観光事業を推進しているところでありまして、その中で主導的役割を担うのは行政であると認識しております。

今後、各関係者、団体との横断的な協議・調整の場の必要性を感じておりまして、さらなる観光振興の推進に努めていくため、関係各位にお知恵、御意見をいただく懇話会の設置を考えております。

最後に、新たな観光資源についてでございますが、平成16年11月に観光立国推進戦略会議が取りまとめた報告書には、「国、地域は近代の街並み、産業遺産、産業施設を観光資源として積極的に活用する」との提言が織り込まれております。産業観光は最近注目を集めており、工場見学といった概念だけではなく、地域の伝統的な産業の歴史や、産業を支えてきた人々の営みを学習し、さらには体験してみるというものであります。

文化産業都市である防府市においても伝統的・近代的産業は盛んであり、三田尻塩田記念産業公園をはじめ、産業観光の素材も多く存在しており、今後そうした一つ一つの素材を大きくつなげ、防府市の新たな観光資源として積極的に活用できるよう研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 大変ありがとうございました。

最初に、市民参画のレベルという点ですが、残念なことにその5年間でどういう反省があったかと、したがってどういう目標を持っていくんだというふうなことが明確ではなかったのが非常に残念ですが、その点について特に市民と行政との役割と責任を明確にしていくというふうなことを言っておられましたけれども、その役割と責任をどういうふう

していくのかというその辺の説明もございませんでしたので、もしあれば御説明願いたいと思います。

それと、政策形成過程の参画ということが言われておりますけれども、政策形成過程に参画するということは、その結果です。その実行された状況、さらにはその成果、そういったもの、またその過程、その辺の検証はぜひ必要なことではないかと思うんです。形成過程というのは成果までを指しているのか、これではどうもそうではないように思いますので、成果までを指しているのかどうか、その辺のことを御説明をしていただきたい。

3番目として、市民参画は先ほどちょっと説明がございましたけれども、議会とも協力して協働のもとにやっていくんだというふうなことがございましたけれども、本来地方自治というのは二元性であって、議会と首長とが別々の機能を持っておるものでございます。

そこで、市民参画を求めると当然のことながらその庁舎内部、いわゆる行政内部で基本的な改革が必要だろう。今の市民参画をして政策形成をしていく上に参画する、さらにはその過程で参画していくとするならば受け手側である行政側もそれなりの組織をつくっていかなくてはならないはずであります。それらの市民参画の仕組みのための行政サイドの準備というのはどういうふうなことになっておりますか、その3点について。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと回答になるかどうかというのはあれですが、先ほども市長の方から申し上げましたように、第三次総合基本計画の中で後期計画の推進方策について、市民参画の推進を掲げております。

その中で自治基本条例などの整備については調査・検討を進めるということにいたしております。この市民参画の推進につきましては、これから防府市市民参画懇話会を設置いたしまして、参画と協働の基本的な考え方や仕組み等について検討をいただくということといたしております。

それから、従来の市の設置する協議会などにおきましては、市がある程度その方向性といえますか、方向性を持ってこういった方向に考えておるんですよということをもってやっております。その原案を検討していただくという形で進めていくものが、今までそういった方向が多かったというふうに感じております。

しかし、市民参画につきましては、その趣旨や実際に市民と行政とがどのような形で参画と協働を進め、継続的に発展させることができるかが重要になってくることから、その基本的な考え方や仕組みづくりを検討する段階から、地方自治を構成いたしております市民、それから議会及び行政の協働の下に行われるべきであろうというふうを考えておりま

す。

したがいまして、このたびの懇話会においては、行政は構成委員の一部として参加することといたしております。また、事務局としては全国の状況を調査し、参考となる資料提供や情報提供に努めることを基本として対応いたしたいというふうに考えておりまして、これが今の行政の役割というふうに考えております。

したがいまして、協議の結果、自治基本条例、あるいはそのまちづくり条例という形がよいということになれば、その方向に向かうと思いますが、懇話会での協議は委員さんの御自由な発言にゆだねるということといたしております。

住民投票条例につきましては、市民の声を市政に反映し、参画と協働によるまちづくりを進めるための有効な手段であると考えておりまして、御承知のように地方自治を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、これに即した対応が求められている中、市民の……ちょっとこれは回答は別ですね。どうも御無礼しました。

今まで申し上げましたように政策の評価というのは、ちょっと今私どもは頭の中では具体的には考えておりませんが、政策の評価につきましては当然評価をしていかなければならないというふうには考えております。

それから行政内部の仕組みづくりにつきましては、当然これはやっていかなければならないというふうに考えておりますので、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

ちょっと回答になったかどうかあれですが、以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ちょっと質問がはっきりしなかったのか、理解が悪かったのかどちらかよくわかりませんが、1点の役割と責任についてはどういうふうに考えているかというふうなことは、まだ全然そんなことを考えてないという状況であるようです。それでは何もなりません。

現在、この5カ年の間に我々の責任と市民の責任はどういうふうに推移していったのかと、その過程において現在の市民参画のあり方をこうすべきですよということはあるわけですし、その辺のことを全く考えておられないのはまずいんじゃないかというふうに思います。

それから、最初の質問の政策過程、形成過程への参画プラス、今度はその実行状況並びに成果についても当然参画していかなきゃならないじゃないかというふうなことに對して、評価は当然しなくちゃならないという答えでしたけども、その評価はだれがするのか。今の話ですとどうも行政が評価するような話ですが、そうではなくて私が言っているのは、

その実行状況並びに成果についても市民が参画するんですかという問いをしているわけです。それにお答えください。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ではお答えいたします。

今の御質問でございますが、当然今後その懇話会の中でそういった仕組みと評価もあわせてやっていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） ちょっとつけ足しましょう。

当然懇話会がこれからできまして、そこでいろいろ議論をしていただくわけでありまして、その中の議論の対象の一つにもなってくるであろうと、その先々結果が出てくるのには何年もかかるわけですし、そうしたものに対してどうそれを評価していく機関を設けるのか、設けないのか、恐らく設けようという形に進むのではないかなというふうに私が一市民の立場であれば思いますけども、そういうことも含めてやっていくべきことではないかと。

それから、いみじくも議員が壇上でおっしゃいましたけども、まさに前期計画の段階では市民は客体であったかもしれない。しかし、後期計画の中では議員もおっしゃったように主体であると、客と主ではこれはもう全く違うわけでありまして、私は、前期計画と後期計画の中における市民の位置づけというものは全くさま変わりしてきつつあるわけで、客から主への移行の段階が必ず起こって、これから来ていくと、このように認識をしているところでありまして、そういう意味におきましては議員と全く同じ考え方であります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ありがとうございます。

ちょっとずれている点を一つだけ指摘をしておきますと、懇話会では自治基本条例について、自治基本条例の質問もまたしますけども、自治基本条例についても検討していくというふうなことを言っておられましたけども、それと後期計画に出ている政策形成過程への参画というのが同列で、今同じようなことを言われましたが、全然次元が違う話でして、懇話会で自治基本条例が決まった後にその政策形成過程に入っていくんだという話であれば、後期計画の中にこういうことを述べられないわけです。政策形成過程に参画しますよということと言えない。後期計画の中でこれを述べたということは、政策形成過程にもう入らなきゃいけないわけですね。それを懇話会で考えるという段階ではないんですよ。既に後期計画に入っているわけですから。政策形成過程にもう参画しなきゃいけないんです。

それははっきりしているんです。

ところが今の成果とか実行状況については、この懇話会で検討するというふうなちぐはぐなことになっております。その辺はきちんとした形で、形を整えてほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はちぐはぐではないというふうに思っておるんです。

まずは、おっしゃったように基本条例の策定に対して進めていく、そしてそれを協議していく中であって、今後はまた別な角度の中で政策を形成していく、その過程にまで参画をしていただく。

そして、参画をしていただいた以上は、今度はそれを見守り、そしてその政策が実行に移された段階での検証というものも当然していただくようになってくるであろうと、こういうことにおいて客体から主体へということに相なっていくというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 同じ議論をしても仕方がないので次へ進みます。

自治基本条例についてですけれども、先ほど市長の御答弁の中で、各地域でいろんな条例を定めておりますというふうなことで、市民が主体になって議論を今から考えていくというふうな説明がございましたので、私もその点は安心しておりますけれども。

そこで、まず第1点で住民投票条例についてちょっとお尋ねします。

そもそもシステムの変更、システムを新しく定める、あるいは制度を変える、制度を新設する、そういうことはどういうことかという、これまでのシステムあるいはこれまでの制度、これが制度疲労を起こした。したがって変えなきゃいけないということが問題です。

また、新たに国の施策が変わったので新しい制度に対応しなければならない。その場合に新しい制度が初めて出てくるわけでありまして。そのために何を地方で定めなければいけないかというのが自治基本条例なのであります。新たに住民自治をどうやっていくのかということを定めるのが自治基本条例なわけですが、その中にきちんと住民投票条例を位置づけるのは住民投票条例の位置づけなわけです。

にもかかわらず、自治基本条例も定めないうちから、住民投票条例のみを引き出して、それを急遽定めるというのはどういう趣旨のことなのか、御説明をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。

確かに、今議員さんおっしゃいますように、その住民投票条例というのも自治基本条例

の中に組み込まれているというのは御承知のとおりでございます。これに似たように例えばまちづくり条例と、そういった枝葉も当然その基本条例の中に入ってくるという考えは御指摘のとおりでございます。

今回、先ほどちょっと申し上げましたが、住民投票条例だけを何で先にやるのかというお尋ねでございますが、当然いわゆる住民の参画という一つのとらえ方からすれば、できるものは早くやっておくというのも基本的な考えでございますし、参画という面から言えばパブリックコメント制度も我々の方は今準備をしております。でき次第また御協議を申し上げたいと思いますが、そういったものをもろもろいわゆるできるところから市民参画をしていただくという基本的な考え方の中で、今回、その住民投票条例は上程申し上げたということでございまして、これは市長の公約でもございます。6月の議会でも一般質問にお答えをしたとおりでございまして、何度も言うようでございますが、できるところからやっていくというのを基本に考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） できるところからやるというのは、基本的な理念、考え方、それができた上でできるところからやるというのが方法でございまして、基本的な理念も思想もないのに、とにかくできるところからどんどんやっていきますと、最初にやったものと後にやったものが思想的に合わなくなっちゃいます。それはもう明らかにそうなります。

それはその前に大前提として、自治基本条例においてこの町の市民性からして、住民参画というのはこうあるべきだということを定めた上で、その個々の問題について条例を定めていくのは当たり前の方法でございます。そんな基本的なことも理解されていないことは非常に残念に思っております。何か御意見がありましたらどうぞ。

これで終わります。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） もちろん私も同じ考え方であります。そうです。自治基本条例の中で理想的なことではございましょう。しかし、これを構築していくにはこれから随分月日もかかるわけでありまして。

思い出していただきたいのです。つい100日前、市民が、あれだけの方々が大変な関心を示されて、あれだけの高い投票率の中で単独市政をいくのか、それともそうではない状況の中へ突っ込んでいくのかという重大な選挙が行われたわけでありまして。

その折に、私ははっきりこういうものは住民投票に付するべきほどの重要な問題であると、市がなくなるかなくなるかというような大変な事柄はだれが決めるわけにもいか

ないと、これは市民がお決めになることだという考え方をずっと持っていましたし、ずっと主張しておりました。

そうしたところ、相手側の方も、相手の陣営の方もそのとおりだと、住民投票に付きなきゃならないことでございますというようなことを随所で御発言をされている報道も私は見ております。

ということは、あの折のあの市民の感覚、感性というものは、まさにこういう重要な問題は何をおいても、こういう重要な問題が発生したときには、市民にその御意思をお伺いするということが全く大切なことなんだと。こういう意味において、私は基本的な上の上の上に大をつけたいと思っておる。もう大基本だと、これが大原則であると、その大原則の中で最も大切なところであるわけで、できるところからということよりも大切な。

余り時間もないですから以上で終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 一言だけ申し添えますが、それは松浦市長が考えていらっしゃることであって、市民がそう考えているかどうかはわかりません。それを確かめておきます。

次に、観光について質問いたします。

全く観光については、その思い入れあるいは考え方については私と意を同じくするということで非常に心強く思いまして、観光というのは市民のためのものだというふうなことを言っておられるので非常にうれしく思いましたけれども、一つだけちょっと紹介いたしたいと思えます。

先日、同僚議員と長野県の小布施というところに、たった1万2,000人の町に視察に行っていました。

そこで小さな小布施堂という栗菓子屋の市村社長と、それからこれは日経でやっているんですけどウーマンオブザイヤー2002年大賞という大賞を受けたセーラ・カミングスというアメリカ女性、その二人がまちづくりにかかわっておりますので、その点について勉強してまいったわけですけども、これは実を言いますと、この発端というのは隣町に住む、須坂市に住む一級建築士の宮本さんという方が何を言ったか、これから始まっている。それをちょっと読ませていただきます。

建築というものは日の丸の旗のようなものだ。あれは白い地があって初めて図である赤い丸が生きるし、意義がある。建築そのものは赤い丸のような図に当たるが、地である周辺との関係によって生きる。

だが、現在の建築設計は図だけで終わっている。地と一緒に図を考えなければ全体とし

て生きていない。問題は図の方には金を出す人はいるけれども、地の方には金を出す人がいないことだ。

だが、建築家は図を設計するだけでなく、地を考えるのも役割だ。地は建築の敷地内だけではない。道路と宅地の境界を官民境界といい、宅地と宅地の間の境界を民民境界というのだが、その境界にとらわれず建築を取り囲む全体を地として考えなければならないのではないか。これが発想の原点。

それで、小布施堂の社長とセーラ・カミングスがまちづくりに参画して、我々の工場だけではありませんよと。まち全体を考えないとまちは生きてきませんということが原点でした。これによって、すばらしい、小布施には「小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例」というのを定められて、その中には物すごく詳しく敷地の配置から建物の高さ、屋根、色彩、生け垣、植栽、土蔵、門、塀、これに至るまですべて細かく設定をしております。そのくらいのまちづくりをやっていきます。

そして今、たった1万2,000人の人口のところ、観光客が実に120万人も訪れております。それは何も神社を見に来るわけではない。お寺を見に来るわけではないんです。その町筋を見に来るためにやってくるんです。そして、やってきたお客さんは何というか。ここには泊まりたい、ぜひ一泊したい。ホテルをつくってもらいたい。ホテルがないじゃないか。隣の須坂にちっちゃなホテルが、我々も泊まったそれしかない。それで、この秋にはホテルが竣工いたします。客がホテルを押したんです。

どこそこの町のようにホテルがないから、駐車場がないから、道路がないから観光客が来ないわけではないんです。ですから、先に中身さえあればホテルも自動的に建ちます。そういうことを言いたいのです。

そういうふうな形で、主役はあくまでも住民であるということが観光の基本ではないかと、それは壇上から市長さんがいみじくも言われたので非常に私はうれしく思いました。今後ともそういう取り組みをひとつよろしく願います。

それで質問ですけれども、一つだけちょっと気になったのは光り輝く防府市を目指すと言われました。この光り輝くというのはどうなったら光り輝いたことになって、光り輝いた結果はどうなるのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） その人その人の心の判断でございまして、一概にこういう形だというふうに御説明は大変できない状況ではなからうかと。

要するに、私は私なりに光り輝いた状態がありますし、議員には議員なりの光り輝いた状態がおりであろうと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） そのところは松浦市政の最も欠陥点でございまして、何かと申しますと、市民は何を光り輝くと思うかということが大事なことであって、市長がこれは光り輝くと言ったって、市民が光り輝くかどうかわからないわけです。ですから、あくまでも主役は市民ですから、市民が光り輝くとはどういうことかということをお伺いしておるわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一般論でございまして。100人おられれば100人お考えがあるかと思しますので、一般論から申しますと、ふるさとというものを考えたときに、やはり就労の場があること、生活の場があること、自然環境が豊かであること、そして文化があること、これがすべてがそろえばそのまちは光り輝いているまちなるんではなからうかと、就労の場、快適な生活の場、そして豊かな自然環境、そして文化というもの、この4つであろうというふうに私は考えております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） それでは、ちょっと違いますけど次に移ります。

観光を主導するのは行政であると、そして関係機関と協議・調整の場として懇話会をつくると。懇話会じゃないでしょう。懇話会みたいないいかげんなもので防府市の観光を引っ張っていくと、それは冗談だろうと思えますよ。協議会であってくださいよ。懇話会じゃないと思えます。この辺はちょっと要望をしておきたいと思えます。

それともう1点要望ですけれども、行政が主導をもしするとするならば、現在の体制では絶対にできません。1次産業で言われておりますグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、あるいは産業観光、あるいはまた観光課、文化財保護課が持っている観光資源、これらを総合的にコントロールできる何か組織体、体制をつくらない限り主導していくことはできません。その辺のことをぜひ念頭に置いて、これも要望ですけれどもお願いしたいというふうに思います。

それから新たな観光資源についてですけれども、これは産業観光について検討するということですので、私、先日ある工場長とお話をしたときに、ぜひそういうものを作ってくれよと言われたやさきに返事がございましたので非常に楽しみにしております。ぜひひとつ積極的に推進をしていただきたいと思います。

それともう一つ、今回の補正予算の中で漁業構造改善事業費補助金1億5,000万円というのが上程されておりますけれども、この総事業費が3億円ということですが、中身は全く見えておりません。簡単にちょっと御説明をお願いします。

というのは、これが観光振興の重大な一つのポイントになるかもしれない。その辺のことをひとつよろしく。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今議員がおっしゃいました、このたび補正予算をお願いしている施設でございますが、実は魚市場が鐘紡沖にあります。そこに2社魚市場があるわけですが、防府水産物荷受協働組合さんの方がこの事業に着手されます。

これは一言で言いますと、水産の総合交流施設ということでございます。県内でありませ萩のしーまーとをちょっとイメージしていただければ、あんなのかというイメージがわくと思いますけども、施設の中身としましては水産物、生鮮食料品、魚介類ですけども、それを中心に、またそういった水産物の加工物も中心にということで、いわゆるマーケットのような部分の販売所がテナントとしてできます。

それだけではありません。もう一つは、食堂もレストラン風の食堂をつくれるというふうな計画になっております。これも今食堂が70人程度の規模というふうな計画になっております。それと、総合施設でございますのでイベント広場ということで、その中では計画されているのが模擬競りをやっていこうとか、現在行われておる漁法とか漁業の実態等々を展示して、いらっしゃる市民の方にアピールしていこうということです。

総なめて言いますのが、今ごろ魚離れが盛んに叫ばれております。そういった中で、そういった消費者イコール市民でございますけども、魚を通じての交流施設の中で、魚食の普及を進めていこう。また、漁業というものを理解していただこうと、そういった意味合いの施設でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） あの前には大きな公園があります。県がつくった公園があります。これを活用しない手はありません。ですから、総合的に観光資源の一つとしてぜひ活用していただきたいというふうに思います。

最後ですが、きのう、華浦の松原公園のすぐそばに小鳥神社という神社があります。これのお祭りがありました。氏子が800軒程度ですから非常に小さな神社ですけれども、子ども会がたくさん出ておみこしも出て地元にとっては非常に貴重なお祭りのわけですけれども、それに参加したんですけれども。

そこに神社の中に大きな石碑があります。その中に一千忌記念碑というふうに書いてあります。一千忌だから1000年前かなと思って裏を見ると、明治33年にその碑を建てたというふうに書いてあります。そして、この神社は延喜元年に創建と書いてあります。

延喜元年っていつごろか御存じですか、市長……。延喜元年というのは901年、西暦で言うと901年、901年ってどういう年か教育長は御存じだと思いますけれども、菅原道真公が大宰府に左遷された年です。それが901年です。それはきのう家に帰って一生懸命日本史の勉強をした結果、私はわかったわけですが、それを見てやっぱり我々市民は、そこら辺に転がっている物すごくいい題材はきちんと100年単位ぐらいで認識しなければいけないかなというふうなことを友達と一緒に考えてみました。

そういうことで、やはり観光というのはその地元の人たち一人ひとりが誇りを持ってそれを語れること、これが一番だろうというふうに思うんです。そういう意味で一番私は残念に思うのは、多々良学園の名前がいつの間にか消えてしまった。そのことは非常に残念です。これは防府市民の責任ではないかというふうに思っています。

これで質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、13番、安藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、2番、原田議員。

〔2番 原田 洋介君 登壇〕

2番（原田 洋介君） おはようございます。

まずは、9月6日の親王殿下の御誕生を心からお祝い申し上げます。この喜びを皆様と分かち合い、親王殿下のお健やかな御成長を御祈念申し上げます。

それでは、チームマイナス6%、チーム員ナンバー77324、会派息吹の原田洋介が清掃行政、ごみ問題について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

地球温暖化の問題は、今や全世界、まさに地球規模で考えていかなければならない問題であります。このまま地球温暖化が進んでくると、自然の生態系のメカニズム、そして人間の社会にさまざまな深刻な影響が出てまいります。その影響は、今や目に見える形で出始めてもおります。

昨年北米を襲いました大型ハリケーンは、数千人とも言われる大変な犠牲者を出しました。日本でもここ数年は異常とも言えるほどの大型台風の上陸、また大雨による水害などで多くのとうとい命が奪われております。これらは地球規模での気温上昇による気候のメカニズムの変化が原因だと考えざるを得ません。

このまま温暖化が続けば、海面上昇による沿岸域の水没や、気候の変化による水不足や水害の発生、夏季の急激な気温上昇に伴う熱射病などの発生率や死亡率の増加、マラリアなど伝染病の危険地帯の拡大、動植物などの種の絶滅などなど、さまざまな影響が懸念されます。私たちが子どもころそこらじゅうで鳴いていたニイニイゼミも、ここ最近はめ

つきりその姿を見かけなくなりました。これらも温暖化の影響があるのではないかというふうを考えてしまいます。

1997年京都で開催されましたCOP3、気候変動枠組条約第3回締約国会議で議決されました京都議定書が昨年から発効されました。皆様御承知のとおり、日本は2008年から2012年までの間に1990年のCO₂排出レベルから6%削減しなければならなくなっております。これは非常に厳しい目標設定でもあります。国際的な約束でございますので、何とかこの目標を達成しなければならないと、今、政府が主導してチームマイナス6%という国民的プロジェクトが立ち上がり、国民一丸となって地球温暖化防止に取り組んでいこうという運動が進められております。

このチームマイナス6%はインターネットなどで賛同会員を募集しており、本日の午前9時10分現在、個人会員77万598名、団体会員8,224団体という会員がおります。冒頭申し上げましたとおり、私もそのメンバーでございます。

防府市役所でも、夏季には今クールビズを採用され、また防府市役所環境保全率先実行計画によりノーマイカーデーを実施されるなど、さまざまな取り組みを行っていらっしゃることに敬意を表します。そのほか市内のいろいろな事業所でも企業努力でCO₂の排出抑制のためにさまざまな施策に努めていらっしゃいます。

CO₂排出抑制、温暖化防止対策を進めていくためには、やはりこのように個人、行政また企業がコラボレーション、パートナーシップを持っていかなければならないと私は考えております。現在、行政、企業ではさまざまな努力を進められていらっしゃるものと認識をしておりますが、市民個人個人のレベルに至っては、まだまだその成果も出ていないのかなという気がいたします。

防府市では、このたび防府市環境基本計画が作成されています。この計画は、環境基本法の理念を達成するために、市民すべてがそれぞれ公平な役割分担のもとで共通の認識に立って、環境の保全に取り組んでいくための目標を示すものとともに、取り組みに当たっての道しるべとなるよう作成されるものと聞いております。

市民にしっかりこの計画を認識していただくためには、もっともっとPRをしていかなければならないものと考えます。この計画の理念が市民に届いていかなければ、まさに絵にかいたもちと言われるようになります。多くの市民の方々にこの基本計画を御理解いただくために、今後どのような啓発活動をどのような形で進めていかれるのかお伺いをいたします。

次に、「ゼロ・ウェイスト宣言」することについて質問をさせていただきます。

この地球上にある焼却炉のうち、実に3分の2以上、約1,900カ所がこの日本にあ

ります。もう欧米では焼却炉離れが進んでおり、アメリカではこの8年間、カナダでは14年間新しい焼却炉は建設されていないそうです。そのほかニュージーランドをはじめ、多くの国ではそもそもこの焼却炉自体がありません。この違いは一体何なのでしょう。その答えがゼロ・ウェイストです。ゼロ・ウェイストとは、ごみを焼却せずに環境負荷を減らしながらリサイクル化と堆肥化でごみを出さないようにするごみゼロ手法のことです。

1996年、オーストラリアの首都キャンベラで、2010年までにごみをゼロにし埋め立てをやめるという世界初の「ゼロ・ウェイスト宣言」が出されました。その結果、2003年までに約70%のごみ減量化に成功いたしました。

この成果を受け、ニュージーランドの50%以上の自治体、カナダのトロントやノバスコシア州、アメリカのサンフランシスコなどの自治体でこの「ゼロ・ウェイスト宣言」が採択され、ごみの削減だけでなく、環境汚染の削減、雇用の増大、地域の活性化などさまざまな成果を上げております。

日本でも2003年、徳島県にある上勝町が、2020年までに焼却や埋め立て処分するごみの排出をなくすという「ゼロ・ウェイスト宣言」を発表し話題になりました。現在、上勝町では34種類の徹底分別を図り、現在まで約80%のリサイクル率を達成されております。このほか東京都の町田市では、来年のごみゼロ宣言発表を目指して市民公募委員によるごみゼロ市民会議を結成し、ごみ削減のための長期ビジョンを市民の手でつくり上げておられるところでございます。

そこで御提案申し上げたいのが、防府市でもこのごみゼロを目指した「ゼロ・ウェイスト宣言」を掲げられてはどうかということでございます。

防府市の焼却場は、現在、日量180トン、90トン炉2基で稼動しています。しかし、耐用年数も過ぎているため、今、新しい施設の建設準備が進められておるところでございます。この新しい施設の建設費用は附帯設備等も合わせ100億とも150億円とも言われる膨大な金額でございます。もし「ゼロ・ウェイスト宣言」を掲げ、ごみのリサイクル、減量化を進めていけば、その焼却施設は規模を縮小することができ、建設費用も抑えられるはずで、それこそ地球環境にも、防府市の財政にとっても優しいエコプラントができるはずで。

また、「ゼロ・ウェイスト宣言」を掲げ、一つの目標に向かって行政、企業、市民が一体となって進んでいくことで市民参画、パートナーシップの意識向上につながるものと考えます。そして、その宣言を山口県下、全国に発することで、市長が今おっしゃっておられました県央にきらりと光る都市がきっとできると思いたしますがいかがでしょうか。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境基本計画の啓発についての御質問にお答えいたします。

本年3月29日付で策定した防府市環境基本計画は、元気に住める環境づくりを計画の基本目標に、この実現に向けて地域の環境に優しい町の実現など5つの長期的目標を定め、その達成のための基本的な施策及び施策ごとの具体的な取り組み等を示したものであります。

環境基本計画を推進するに当たっては、市民、事業者、行政など、社会を構成するすべての主体が、公平な役割分担のもとで共通の認識に立ってそれぞれの日常生活や活動の中で自主的かつ積極的に取り組みを進めることが必要となります。このため、本年度環境基本計画の冊子を関係機関へ配付するとともに、市のホームページで公表を行い、周知を図ることとしております。また、市民の一層の理解と協力を得るため、環境基本計画のダイジェスト版の作成も検討してまいりたいと考えております。

なお、主体別、行為別の個別の環境配慮事項の周知につきましては、市の広報や環境衛生推進協議会の環推協だよりなどを通じまして、また、特に市民に対しては環境に配慮したライフスタイルに変えることのできるハンドブック的な内容を盛り込んだ環境家計簿を作成、配布することで対応したいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。

まず最初の環境基本計画のPRについてですけれども、今おっしゃられましたように大体こういうPRをするときにはどういうふうなことをされるんですかということ、広報を使ったり、インターネットでホームページでしっかりPRをさせていただきますというふうな答弁をいただくんですけれども、やはりこれだけではまだまだ不十分なんじゃないかなというふうにはいつも思っているわけです。

先日もある市民の方から、何かよそのまちに行ったときにいろいろなところで堆肥化のコンポスト、ああいうものがいっぱいそのまちでは置いてあるんだけど、防府ではそういうものを買うために何か市でお手伝いをしてないのかという問い合わせをいただいたんです。それはもちろん今、市の方では、その購入に際して助成金とか出されておりますけれども、そういったことも御存じない市民の方がいらっしゃる。私の周りの友人に聞いてもいろいろ環境問題とか勉強するときに、そういうことを進めていけばいいのという話

が出るんですが、実際その市民がそういうことをまだまだ御存じないということで。

ぜひまだ、やっぱりこういうところを考えましてもPRがまだまだ十分じゃないのかなというふうに思っておりますので、これから環境家計簿等つくられて配布されるということで、それもぜひ進めていただきたいんですけれども。

ここで一つだけ御提案申し上げたいんですが、こういった環境問題とか、ほんと市民一丸となって取り組んでいかなければならない問題に対しては、子どもの力をかりるのが一番いいのかなというふうに私は思っております。

現在、小・中学校の総合学習の時間などで、いろいろな学校単位においてそういう環境に対しての取り組み、教育もなされておりますけれども、ぜひ生活環境部、そしてクリーンセンターの方々と教育委員会と連携されて、そういったクリーンセンターの方々に実際に学校に先生として入っていただいて積極的に子どもたちに、例えばごみはこういうふうに捨てなきゃいけないんですよとか。今、例えば電気の大切さとか、水の大切さとか、そういったことも含めて、学校でしっかり先生として子どもたちに実際に家に帰ってしっかり実践してくださいよというふうな授業を開いていただいて、それを聞いて帰った小学生は家に帰って、じゃあお父さん、お母さんに対してこういうふうにせんにゃいけんのよというふうなことをきって言うてくれると思います。子どもたちがそういうことを率先してやっていると、やはり家にいるお父さん、お母さんはやはりそれをないがしろにするわけにはいかないと思うんです。こういった活動によってどんどん市民のこういった活動の和が広がっていくというふうに私考えております。

実は、先日青森県の八戸市というところに行ってまいりました。そこでは、以前この一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、新エネルギーについていろいろ全国的にも大変先進的な取り組みを行っているまちなんですけれども、そこに行かせていただいて、いろいろ担当の方のお話を伺ってまいりました。

ほんといろいろな国も注目している、そして全世界的にも注目している八戸市のプロジェクトで、よほど力を入れてやっていらっしゃるんだなと思ったところ、実際そのプロジェクトにかかわっていらっしゃる職員の方というのは3名しかいらっしゃらないんです。それで、そのグループリーダーをなさっている方に直接いろいろなレクチャーをいただいて、お話を伺ったんですけれども、その方が一番力を入れていらっしゃるのが、本当に行政の中の立場におりながら、いかに市民の方と触れ合って、接触してそのことを伝えていくかということが一番の念頭に置かれて仕事をなさっておられます。

ここではいろんな廃油を使ったバイオディーゼル燃料をつくったり、そういうことをNPOでやられておるんですけれども、実際にこの職員の方がみずからディーゼル車を購入

されて、それでそのバイオディーゼル燃料を入れて車を走らせていらっしやいます。そして、いろいろな小学校に出向いて行って環境のレクチャーとかをされているんですけども、実際にそのバイオ燃料の車で行くと、車のガスがてんぷら油のにおいがするそうなんです。何か豚カツとか揚げたような、てんぷらを揚げたようなにおいがするそうです。それで、実際に小学校に行って、私がこの車で来たんですけど、これは実はてんぷらのおいがするでしょう。これはてんぷらの油を使ったもことから燃料ができていますよということとずっと小学校で広められているそうです。

今現在、その八戸市では、市役所の電気であったり、そういうものもいろいろなバイオマスの燃料で発電をされて、庁内の電気の70%、80%というものを賄っていらっしやるんですけども、そういったことによって市民がその意識を持って、実際にそういった環境問題に取り組んでいこうということで、市全体で盛り上がっていらっしやるそうです。

ぜひ一般的な広報紙、ホームページ等いろいろ言われておりますけれども、やはり限界というものがあると思います。ぜひ、積極的にそういった学校等に入っていただきまして、この防府市が環境都市であるというふうなことをほんと大きな声で対外的に言えるようなものにしていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

以上でこの項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、「ゼロ・ウェイスト宣言」について、生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 私の方から「ゼロ・ウェイスト宣言」することについてお答えをいたします。

現在、世界的に環境汚染の問題が注目されております。とりわけ我が国におきましては、大量のごみの発生とその処理が重大な社会問題となっております。これまで我が国では、発生したごみをどのように処理するかという点に力を傾注してまいってきたところでございます。その中で、国土の狭隘性から考えましても、その処理方法は焼却処分しかない、このように以前から考えられております。

よって、ごみの焼却大国と呼ばれる我が国には、先ほど議員さんの方からもちょっと御指摘がございましたけれども、全世界の3分の2に当たる約1,700基以上の焼却炉が集中しておるところでございます。このごみ焼却炉の排煙だけでも環境に与える影響は少なからぬものがございます。

そこで、我が国も環境省を中心といたしまして、このごみ問題を解決するべく、ごみの発生抑制、再利用、再使用の3Rでございしますが、3本柱を掲げてさまざまな施策を展開しております。

また、本市におきまして平成11年度より資源ごみの分別収集を開始いたしまして、市民の皆様方の大きな御協力によりまして、平成17年度におきましては13%のリサイクル率を達成いたしておりますけれども、可燃ごみの処理量というのはずっと4万4,000トン前後で横ばい状態が続いておるとというのが現状でございます。

このような状況の中で、我が国でも先ほどこれも御指摘がございましたけれども、徳島県上勝町のようにゼロ・ウェイストを宣言し、実践する自治体も出てきております。また、近辺におきまして広島市のようにごみゼロを宣言した都市もございます。

これまでの市民、事業者はごみを出し、そして行政は適切に、適正に処理をするといった考え方ではごみの減量化というものは前に進まず、また行政も出されたごみをいかに適正に処理するかではなく、まずいかにごみを出さないかという点に施策の重点を移すべきであるということは私どもも認識をいたしております。

本市といたしましても、今後このゼロ・ウェイストをさらに調査・研究させていただきまして、本市の状況に合ったごみ減量活動を展開してまいりたいと、このように考えております。しかしながら、私どもが目指すこのごみゼロ社会というものも一朝一夕に実現できるものではございません。ごみの減量化はすべての市民、すべての事業所がごみをなくそうとする熱意と長期間の実践を求められるものでございますことから、住民、事業所、行政が一体となりまして、それぞれが新たな役割を担いつつ、連携、協働して取り組んでいくことが必要であると、このように考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。

その必要性とか、これから取り組んでいかなければならないということは十分御認識をいただいているというふうに理解をいたします。

私は、ちょっとこのあたりは触れていただけなかったんですが、やっぱりこれからごみは国民、国全体で意識を持っていますから、ごみはやっぱり絶対増えることはないと思うんです、これからごみの量は。どんどん減らしていかなければならないんですが、今以上に可燃ごみというものが増えてくることはないと思います。これも要望とさせていただきますけれども、しっかり減らしていけばごみを焼却しなくても済むような時代が早晚やってくるはずですよ。

ぜひ、そういうふうに、言うソフト事業ですが、しっかり意識をしてもらって、皆さんに、それでできる限りリサイクルできるものを購入していただき、また、いろいろな生

ごみでもみずから堆肥化していただいて、そういったことを取り組んでいけば必ずごみの量というものは減ってきます。そうすると焼却施設というのも必要最小限の規模で十分賄えるようになってくると思います。

ぜひ積極的にお考えを取り入れていただいて、今後、これから防府市もこのままいくとそんなに大きな焼却施設がぼんとすぐできますよというようないい財政状況にもないと思いますので、ぜひこういうことも含められまして、一緒に考えていっていただきたいというふうに思います。そして、先ほどの項とも重なるんですけれども、そうなったら市民の皆さんと一緒に考えていかなければならない問題とっております。

これは、ちょっとたまたま先日その上勝町に行かれた方からちょっとお借りしてきたものなんですけれども、これはゼロ・ウェイストを進めるための、その町の中で配られている小冊子なんです。広報などと一緒に配られるそうなんですけど、この中を見てもみると、ほんと雑誌のような感じで写真もふんだんに掲げているんですけれども、つい読んでしまう内容の小冊子です。

上勝町というのを御存じの方もいらっしゃると思いますけど、高齢者がいろんな山に行って葉っぱを取ってこられて、いろいろ都会の方の料亭に行ったりするという彩り事業とかをされている小さな町なんですけれども、そういったその町の人たちが一丸となってこの町をよくしていこうというようなものがこれを見るだけでもあふれております。

やはり、これからこの防府市も本当にそういった、やっぱりこれだというものを何か1つつくっていただいて、壇上でも申し上げましたけれども、一つの目標に向かって市民一丸となっていくということはとても大切なことだと思います。これから調査・研究していただけるということですから、ぜひいろいろな市民の方の声も交えて、そしてこういった環境問題にいろいろ取り組んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方々も交えて、この防府市ならではの政策を打ち出していきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番、原田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、19番、伊藤議員。

〔19番 伊藤 央君 登壇〕

19番（伊藤 央君） おはようございます。

会派息吹から、続きまして伊藤でございます。通告に従い、市民参画について御質問をいたします。

先ほど市長も申されていたとおり、100日前、防府市長選挙が行われました。この防

府市長選挙では、投票率が前回は12ポイントも上回り、また社団法人防府青年会議所の主催により開催された立候補予定者討論会では、防府市公会堂を埋め尽くす市民の方が参加されるなど、市民のまちづくりに対する関心は大変高まっていると言えます。

そのような状況の中、我が防府市ではまちづくりへの市民参画という点で、まだまだおくれている現状であると言わなければなりません。しかし、今年度策定された第三次防府市総合計画後期基本計画の中にも、計画推進の方策の第1項に市民参画の推進がうたわれております。

市民参画の推進から市民と行政のパートナーシップによる協働へと発展させ、課題に対し、市民とともに取り組もうと施策展開の方向として、情報の共有化の推進、政策形成過程への参画の推進、自治基本条例などの整備等が上げられております。市民と行政が手を携えてまちづくりを行っていくことは、今後の地方自治を考える上で不可欠であり、市民参画の推進に向け、一層の御努力を期待するものであります。

さて、市民参画推進の一環として、今議会において防府市住民投票条例案が上程されております。この住民投票制度の導入に関しては、市長選直前の3月議会でも木村議員の質問に対し、住民投票条例については早ければ6月議会での上程を考えているところと松浦市長は発言されました。この発言は木村議員の合併についての質問に対しての答弁の中でのものであり、最終的な合併の是非については住民自治の精神に基づき、しかるべきときに住民投票に付さなければならないと考えているというふうにおっしゃったものです。

しかし、その合併問題については6月議会、原田議員の質問に対し、2年前に区切りがついているもの。また、前述の討論会の中でも、合併については最終的に住民投票に付すべきだとおっしゃいながらも、合併は2年前に終わった。合併に莫大な市費とエネルギーを使って、それに翻弄されていくような我が防府市ではないというふうにもおっしゃっておられます。

では、差し迫って住民投票に付すような案件がない中で、なぜ住民投票条例を早急に制定されようとするのか、理解に苦しむわけでございます。一口に住民投票と申しましても、発議要件や投票資格など、そのやり方というものはいろいろとあるわけで、導入の是非も含めて、時間をかけて検討、議論を重ねる必要があると思うわけでございますが、性急にこれを進める理由というものをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、なぜ常設型の住民投票条例を制定しようとするのか、その理由についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、住民投票条例には個別の案件ごとに住民投票条例を設けるというもの、そして今回上程されている条例案のように要件を満たせば住民投票を行える、いわゆる常

設型と呼ばれるタイプのものがあります。しかし、住民が発議要件を満たすために消費するエネルギーというものは大変なもので、どちらも大きくは変わりません。では、なぜ莫大なエネルギーが必要となるような発議要件を設けるのかと言えば、住民投票の乱発を防ぐということが大きな理由であろうかと考えます。

今申しましたとおり、住民投票を行うには莫大な市民のエネルギーが必要であるほか、実施ごとに莫大な市費も投入されることとなりますので当然といえば当然であります。であるならば市民の意見を問わなくてはならないような案件が出てきたときに、その案件については是非を問うための住民投票条例を設ければよいと考えるわけですが、今回いわゆる常設型の住民投票条例を制定しようとする理由というものをお聞かせください。

3点目です。今回の住民投票条例案の上程は市民参画推進の一環であり、市民と行政のパートナーシップを確立する上での手法の一つであると考えております。地方自治の進展に伴い、また住民自治を進めていくためにも、市民のまちづくりへの積極的な参加というものは必要不可欠なものだということは先ほども申したとおりであります。

前述の後期基本計画の中にも、市民参画の活性化を図るため、住民自治基本条例の整備などに関する調査・研究を進めることというふうに上げられております。この基本計画が策定された、できたのがことしの3月、まだ半年しか経過しておりませんので、住民自治基本条例について恐らく調査・研究の段階か、もしくはそれ以前の段階であろうかと存じます。

先ほどの安藤議員の質問と少し重なりますが、住民投票条例を制定するとすれば、この住民自治基本条例の中で定める方が自然であり、また後期基本計画にも沿ったものであると私は考えます。実際に条例が制定された自治体においても、例えば大和市、また岸和田市では住民自治基本条例の中に含まれておりますし、箕面市では市民参加条例というもののなかで触れられております。

先ほど申しましたように、差し迫って住民投票に付すような案件のない今、急いで住民投票条例だけを制定するのは不自然であり、住民自治基本条例の整備に向け調査研究、また市民の御意見をお聞きしながら、住民投票条例が必要か否かを含めて検討すべきではないかと考えます。なぜ住民投票条例だけを単独で、また住民自治基本条例に先行して制定をしようとするのか、その理由をお聞かせください。

以上、市民参画、主に住民投票条例の制定について3点ほどお尋ねをいたします。執行部におかれましては、簡潔明瞭、また誠実な御回答をよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 市民参画についての御質問にお答えいたします。

まず、住民投票条例の制定に際しては、設置の是非や詳細な内容等について時間をかけて検討、議論を重ねる必要があると思うが、性急に事を進める理由は何かとの御質問でございました。

御承知のように、地方自治を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、これに即した対応が求められている中、市民の賛否を問うべき重要案件が生じた場合は、市政をあずかる者として迅速かつ的確に対応することが必要であると考えておりまして、住民投票条例を早期に制定することとしたものでございます。このことは、さきの市長選挙におきましても市民の皆様にお訴えし、御賛同をいただいているものでございます。

次に、なぜ常設型の住民投票条例を制定するのかという質問でございますが、住民投票条例には、住民の賛否を問おうとする事案ごとにその都度必要な条例を制定する個別設置型と、住民投票に必要な事項をあらかじめ定めておいて、条件を満たしていればいつでも実施できる常設型の2類型がございます。

個別設置型は、投票事案に即した制度設計ができる反面、投票の実施までに条例の制定手続等の時間がかかり、問題に迅速に対応できないという側面がございます。また、住民投票を実施する場合は、その事案についての市民の意思が二分されていることが想定されますので、個別設置型の場合、さまざまな思惑により住民投票条例が恣意的なものとなるおそれがあるという指摘もございます。

一方、常設型につきましては、住民投票の仕組みをあらかじめ定めているため、どのような事案が生じた場合でも条例にのっとり迅速に同じルールで実施でき、また事案ごとの制度のばらつきが生じないなどの利点がございます。このように常設型は、問題が生じてから住民投票条例を制定する個別設置型よりも迅速かつ的確に市民の意思を反映でき、地方自治を取り巻く急激な変化に対応できることから、本市においては常設型として制定することとしたものでございます。

次に、住民投票条例の制定については、条例単独ではなく市民参画の一環としてあるべきで、これをまず単独で設置しようとする理由は何かとの御質問でございます。

市民参画につきましては、これからのまちづくりの最も重要なものと考えております。そのため、一般公募の市民、学識経験者、団体代表、議会代表、市職員から成る防府市市民参画懇話会を設置することとしておりまして、この懇話会においてそのあり方、仕組みづくりにつきまして広く御検討いただくこととしております。

住民投票条例の制定は、市民の声を市政に反映し、参画と協働によるまちづくりを進めるための有効な手段であり、もちろんその仕組みの一環ではございますが、先ほど申し上げ

げましたとおり早急に取り組むべき重要施策と考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 今申されましたように、防府市市民参画懇話会というものをつくられると、住民投票も市民参画推進の一環として導入を考えておられるはずですが、なぜこの懇話会で検討をされないのかお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上でも申し上げましたとおり、この懇話会には一般公募による市民の方や団体代表の方、あるいは議会代表の方、あるいは市の職員も入りましょう。そういう多くのメンバーの中で時間をかけていろいろ協議をしていくわけでありまして。その中の一つの問題として、住民投票というものを入れることも全然おかしいことではないと私は思っております。

しかしながら、今回の選挙において、私は望んだわけではございませんが、合併の是非ということがあえて争点となるような選挙になってしまいました。そして、その合併について市民の間でいろいろな議論がなされ、そしてあのように高い関心が示されて選挙が行われたわけでありまして。

その選挙戦において、私はもちろん住民投票というものの重要性をお訴えいたしましたし、議員も壇上で指摘のありましたとおり、ことしの3月議会においては早ければ6月議会に住民投票条例案を上程したいということを私は申し上げております。加えて、先ほど申し上げましたように、選挙においても私は明確に市民の皆様方に公約としてこのことをお訴えいたしてきたわけでありまして。

先ほどの安藤議員の御質問の中でも触れさせていただきましたが、対立候補で立たれた方も選挙戦においては住民投票の必要性ということをおっしゃっておられたような気が私はいたしております。そういう意味合いから考えましても、合併する、しない、これは市がどうなるかという、防府市というものがどうなっていくのかということに対しての最も重大な問題であります。その最も重大な事柄に市民の意思を明確にお聞きするということが、またそこにおいて御判断をいただくということは、早ければきちっと準備をしておく、このことは当然のことであろうと私は考えております。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 今の御答弁をお聞きすると、合併についてその住民投票に付

すということが今頭の中にあるということでしょうか。3月議会までの市長のお口から出た住民投票という言葉はたぶん合併のことについて。だから、私は個別案件型というふうに理解をしておりました。

その後だんだんと、市長本人が、先ほど申しましたように、合併は終わったことだと、もう2年前に終わったんだというふうにおっしゃっているのですが、それでも住民投票に付すと、任期中もやらないというふうにも言われたと思いますが、それでも住民投票に付すということを考えて、この住民投票条例の上程となっておられるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 違います。住民投票に付すかどうか、そういうことが起こってくるかどうか、それは全くわかりません。私は、私の任期中に合併をするようなことはございません。したがって、私が合併を目指すために住民投票をしようとか、そういうふうな考え方は全くありません。

何度も申し上げますが、選挙において市民の皆様方にこのような重要な問題は住民投票に付すべきことであると、住民投票条例を制定いたしますと、私は早くから明確に公約として掲げてきたわけで、お訴えをしてきた幾つかの中の一つの重要な公約であります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） どうもつじつまが合わないような気がするのは私だけでしょうか。

市民参画推進の中で、先ほどパブリックコメント導入というお話も出てまいりました。これは基本計画推進の方策第1項、市民参画推進の中で政策形成過程への参画の推進としてパブリックコメント制度の導入の検討というふうに書かれております。

住民投票というのは今市長もおっしゃったように大事なものでございます。これら大きな大事な制度を導入されようとするのであれば、公募委員を含めた懇話会などで意見交換、また検討を重ねる、もしくはまたパブリックコメント制度によって広く市民の意見を求めるということをまず行うのが必要なのではないかと私は考えます。市民参画推進のための制度を導入する際に、市民参画がなされていない、忘れられているというようなのであれば、これは順序が逆でありましょうし、本末転倒と言えるのではないのでしょうか。

事実、ここに常設型の住民投票条例を定めた塩尻市の資料がございます。この塩尻市は常設型住民投票条例を制定するに当たってワーキンググループをつくり、このワーキンググループのメンバーに公募委員も入っております。このワーキンググループで2年間、まずはその住民投票条例が必要なかどうか、ここから議論を重ねて、やっと2年後に市長に対し答申をしたということになっております。

ぜひ、いまだに何を急がれるのかよくわかりませんが、公約をしたから早くやらなくちゃいけないというふうには聞きませんけども、しっかりと大事な問題でございますので市民の意見を市民参画のことをやるんですから、市民に参画していただいて決めるということをやっていたらいいと思います。

そして、私は市民参画は推進が必要だと考えているということは先ほども申しましたけども、住民投票となると正直申しまして慎重にならざるを得ないというのが正直なところでございます。今回の条例の提案理由、市政運営上の重要事項について、市民の意思を市政に反映されるためとなっております。議会では市民の意思を市政に反映することができないというふうにお考えなのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 大分考え方の相違がありますので、お話がすれ違いになるような気がしてしょうがありませんが、市民参画、もちろん大切なことでございます。その市民参画の最たるものが選挙なんです。

我々、私はもちろんつい100日前、皆様方も1年数カ月前に市民の皆様方にいろいろなこととお話になって、そして選ばれてこの議席をいただいているわけでございます。そういう感覚からいきますと、選挙でお話をしてきたこと、選挙で争点となったこと、これらの事柄は何物よりも優先する市民参画の実行であると、このように私は判断をいたしております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 確かにすれ違っていますね。私は大事じゃないと申ししておりません。なぜ急ぐのかということをお聞きしておるんですが、もうそれは結構でございます。

議会ではその市民の意思を市政に反映できないと考えておられるのかどうかということをお聞きしますので、教えてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） この議会で、本年の3月議会で、早ければ6月の議会、そのように私は答弁をいたしておるわけで、これは議会を尊重しておること以外の何物でもありません。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） それは議会の決定ではなくて、市長が議会の中でしゃべられたことでもあります。

要は議会制民主主義、もしくは議会制民主制度といった方がよいかもしれませんが、これはただ市民全員が集まっているんなことを話し合ったりするのが大変だから代表で集まって話し合おうというわけで採用されているのではないということは市長も御承知だと思います。

例えば、だれでも税金は安く、行政サービスは手厚くがいに決まっております。つまり低負担、高サービスを求める方が多いと。行政改革などでできるだけ税金を有効に使おうと努力をしましても、やはり低負担であれば低サービス、高サービスを求めれば高負担になるというのがこれは基本であろうかと思えます。税金が安い方がよいか、高い方がよいか、またサービスは少なくともよいか、手厚い方がいいのか。これをそれぞれの事案ごとに選択するというのは不可能なこととして、一体としてバランスをとって、また利害関係を調整しながら答えを選択することが必要になってくる。

先ほど、市長選で公約したというふうにおっしゃいましたけども、それは住民投票をすぐやれという1つを選んだだけではなくて、市長がいるんな公約を掲げられた中のセットとして市民が選択されたということであり、もちろん私たち議員の選挙でもそうでありますけども、先ほど申したいろんな組み合わせを考えるのが議員であり、またこれを有権者が選択するということが民意を反映するというのが議会制民主制度と、議会制民主主義というものではないでしょうか。

先ほど、市民の意見を聞くことが大原則、直接聞くことが大原則というふうに市長が安藤議員の答弁についてたしかおっしゃったと思えます。ちょっと私大変驚いたんですが、市民の意思を反映することは原則であります。しかし、憲法上も間接民主主義を基本としております。これは市長も議員の経験がございますからわかることだと思いますが、例外的に特定の地域のみ適用する法律、この可否などについてのみ直接民主主義、つまり住民投票という制度を採用しているのであります。

ですから、間接民主主義があくまでも原則、基本的なルールであります。そして、あくまで例外として直接民主主義の一形式である住民投票というものがあるわけで、こちらを重視するというのはまたおかしな話であります。市長は議会制民主主義と直接民主主義である住民投票、この整合性についてどう考えておられますか、お聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員勘違いしておられると思えますよ。国会はまさに議会制民主主義で選ばれた方々によって、国会議員の方々によって内閣総理大臣が選ばれているんです。

私は違うんです。私は議員の皆様方から選ばれたのではなくて、市民の皆様方から選ば

れたわけでありまして。そして、1期仕事をさせていただき、2期目もさせていただき、その2期目の働きぶりも観察の中に入っている。そして、3期目に当たっての抱負も判断材料の中に入っている。そういう形の中で直接選挙によって私は選ばれて来ているわけでありまして。

その直接選挙によって選ばれてきている私にとっては、市民がすべてであります。市民の御意見をきっちり把握をして、その市民の御意見に沿った政策を、同じく市民代表である議会の皆様方にわかりやすく詳しく御説明をさせていただきながら、ことしの3月にもそのことの重要性を申し上げておりますし、6月の議会でもそのような議論になったかと思いますが、時間的に3月の議会が終わった後、5月の終わりに選挙がありました。6月21日からいただいた任期でございますから、その冒頭に条例案を出すのは時間的になかなか難しかったと。こんなようなことでこの9月議会に条例案が出ておるということで、市民にとっては何ら不思議ではない、むしろもしかしたら遅いかなと思われて御心配された方があるかもわからないほどの問題であると、このように考えておりました。議会制民主主義というものと直接民主主義というものとの違いをいま一度よくお考えになられた上でのお考えをお聞かせもいただきたいと思います、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 全然質問の答えになっておりません。私は市民から選ばれてないとも一言も申しておりませんし、議員があなたを選んだとも申しておりません。先ほど質問の中でも、あなたのいろいろな公約をセットとして考えて市民が選択されたとちゃんと言っておりますので、なぜそんなことを言い出されたのか全然わかりませんが。

また議員内閣制とこの市議会というものを比べられて論じるという意味がまたわかりませんが、要は議会制民主主義と直接民主主義である住民投票、この整合性についてを私は聞いておりますので、どのように整合性がとれていると思われるのかを教えてください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 私の方から地方自治法の解説も含めてお答えをいたします。

議会制民主主義と、いわゆる住民投票との整合性ということですが、そのあたりについて解説を交えてお答えをさせていただきます。

議会及び市長といったものは地方自治法の議決権、あるいは執行権に定められております。そして、その執行に当たっては選挙により選出された議員及び市長がその責を負うものであります。

地方自治法の本旨は、住民自治と団体自治とがあるとされておりますが、この住民自治とは地方自治体の行政においてできるだけ幅広く地域住民の参加の機会を認め、住民の意

思に基づいてその責務において地方自治の運営を行うというふうにされております。

住民投票は、この住民自治を充実させまして、市民の意思表示や選択を市政に反映させるための有効な制度でございます。市の方向性を左右するような重要案件につきましては、長や議会の考え方でなく、市民の御意思を反映して施策を決定することが必要な場合もあると思いますし、市民の皆様みずからその意思を示す機会も必要であると存じます。

この制度は、議会の議決権や市長の執行権及びその責任を指定するものではありません。あくまでもこれらを補完し、より民意を反映した地方自治を進めるための制度であると考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 制度の説明を私は求めておりませんし、どこかに何か書いてあったような学説を聞きたいというわけでもなくて、市長は議会制民主主義と住民投票というものの整合性についてどう考えておるかをお聞きしたんですが、もう2回聞いてもだめなんでいいですけども。

要は、先ほど住民投票というものは大事なもので、公約の中で大きく掲げたものだからそれを最優先にするんだということをおっしゃいました。最優先にやられるのがいけないと私は一言もさっきから言ってないんですね。

なぜそんなに急ぐのかと、慎重にやってくださいということ、やるのであれば市長は選挙に勝ったことで市民がそれを求めているとさっきからおっしゃっていますけども、市長に入れてない方もいらっしゃるわけですが、市民の方の中には、市民というのは市長を支援する方だけが市民じゃないんですよ。それを選ばなかった市民の方もいらっしゃるんで、いろんな市民の方の意見を聞きながら、パブリックコメントなり、公募の委員なりからいろいろ意見を求めながら、その是非についても検討すべきではないかということをおっしゃって申しております。

全国1,800ある自治体の中、常設型、およそ私の知っている範囲で10市ぐらいしかまだ設けておらないものであります。それほど各自治体が慎重に今取り組んでいるものだと私は思っております。これを安易に、安易と言ったら御無礼かもしれませんが、急いで十分な議論、検討、また幅広い意見を取り入れることなしに、選挙に勝ったから市民の合意は得られたんだという乱暴な意見を申されないで、しっかりと皆さんの意見をお聞きしながら、私たちも直接市民から投票していただいた負託を受けた議員であります。議員の意見も聞きながら、市民の意見も聞きながら進めるのが真っ当な市政のあり方ではないかと思っております。

民主主義の基本は多数決であります。しかし、少数意見の尊重、それぞれが意思を決定

するためにある判断材料となる情報がひとしく与えられることがその前提となるわけでございます。住民投票を行うときに、例えばデマやうそ、こういった情報が流されたのでは市民が正しい判断というものを行うことはできません。

6月議会、原田議員の質問にもあったとおり、さきの市長選では合併すると税金が上がる、また水道料金が上がるというようなデマが流布されました。市長はもちろんこのデマについてほとんど聞いてないというふうにお答えになりましたけれども、私の周辺では多くの方がこのデマを耳にしております。また、私がそれを否定するまで信じていらっしやった方がほとんどであります。

少なからず有権者の投票行動を左右したものだとは私は考えておりますが、デマ、デマゴギー、辞書で調べてみますと、政治的な目的でなされる虚偽の宣伝というふうに書いてありました。先ほどの合併すると税金が上がる、水道料金が上がるというのは、この最たる例ではないかと思えます。

住民投票を行う上で、このようなデマによって市民の判断が左右されるという可能性もあるわけでありますが、そういった危険性について執行部ではどのようにお考えでありましょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 個別条例であろうとも、常設型の住民投票条例であろうとも、それらがあるのかなというふうに思います。ですから、今、壇上で市長がお答え申しあげましたように、個別条例についても、恣意的な、例えばマルといったものが恣意的に設けられるという学説もあります。ですから、住民投票条例について一定のルール、常設型、いつやっても同じといったものを、物差しを設けておくという方がより公正で市民参画にふさわしいのではないかという考えのもと、今回、提案したところであります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 今、私個別とか常設とかいうことを全く口にしておりません、今の質問では。どちらであろうとデマが飛んでそれに左右されると、そういった危険性を住民投票というものは持っているんですよ。それについてどう思われますかということをお聞きしたわけですが、答えられますか。もう答えられないなら次にいきます。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） デマがあるから条例をつくらないと、じゃあつくってはいけないというような論議に聞こえますけれども、私どもは市民参画の公正な物差しを、早急に道具を設けておきたいということを申し上げておるわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） わかりませんが。

住民投票というと直接住民の意見を聞く、住民の意思を反映するという言葉が使われます。これは大変耳ざわりのいい言葉でありますので、何だかとてもよいこと、開かれた政治というか、市民の政治参加意欲をかき立てるといような、何かすごくよいイメージで受けとめられがちです。

では、実際にこれが導入されたらどうなるか。一番懸念をされるのは市の未来を左右するような重大な案件に対し、市長、議員といった政治家がその責任を負わなくて済むようになる、これが一番の私は危険性だと思っております。市民の意見が真っ二つに分かれるような問題が先ほども住民投票において多いとおっしゃいました。このとき、市長や議員というものがみずからの判断において、責任においてこれに対処しなければなりません。

もしその判断が誤っていれば、間違っていれば、その判断のせいで市の方向がよくない方に行けば、これは市民の審判を仰ぐ次の選挙で市長や議員は憂き目に遭うということになるでしょう。しかし、その覚悟を持って政治家は政策に対する判断を行います。

もっとも言わせていただくと、市民が真っ二つどころか、市民の半数以上が明らかに反対しているということであっても、本当に市民のためになるのだと信じているものであれば、断固として進めるという場合もあるわけです。もちろん前提として多くの市民に賛成していただくよう努力というものは必要であります。民意に流されるのが政治家ではなくて、民意を動かしていくのが政治家の本来の姿であります。

しかし、住民投票を行うとどうでしょう。私たちは戦後教育を受けました。私は。小学校から問題を解決するための手段として多数決というものがよく使われてまいりました。その多数決による決定というものは侵すことのできない絶対的な存在でありました。もちろん少数意見の尊重ということも学校の授業で教えられましたけども、議会の中ではいろいろな意見があって、少数意見の尊重ということが出来る可能性があります。

しかし、住民投票という制度の前では少数意見はゼロとみなされます。いろいろな角度から議論を重ねる、検討がされるこういった議会と違い、住民投票というのはそのシステム上、右か左かマルかバツか、また白か黒か、二者択一という形式で住民の意思を問うことになるからです。そうして選ばれた市民の意思というものに市長や議員は責任を負わなくて済むわけです。市民の意思なんだからと、市民の選択した結果だからという免罪符が与えられるからです。多数決が必ず正しい答えを導き出す、そう信じていらっしゃる方は多分この中にもいないことだと思います。

しかし、多数決の決定に対して声を大にして異議を唱えるということが出来るという方がこの中に何人いらっしゃるか。住民投票の結果にはもちろん法的拘束力というのはあり

ません。しかし、その市民の選択がもしかして誤っているのではないかと考えていても、いや本当に市民のためにならないというもし確信があったとしても、民主主義の世の中では多数決という存在に逆らうことが大変困難であるからです。そういった住民投票制度の危険性を含めて、もう一度じっくりと調査・研究をしていただき、懇話会、またパブリックコメント制度を使うなり、市民の方の意見もお聞きしながら慎重に検討していただくよう要望して質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時 5 分まで休憩といたします。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 5 分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、8 番、藤本議員。

〔 8 番 藤本 和久君 登壇 〕

8 番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。通告に従いまして、地球温暖化対策について質問をいたします。午前中の原田議員と質問がダブるとは思いますけども、御答弁のほどよろしくをお願いします。

私は、地球温暖化問題についての一般質問を今まで 2 回行いました。また、多くの同僚議員もこの問題について一般質問をしています。それだけこの問題は根の深い重大な問題だと思います。

御承知のとおり、京都議定書が昨年 2 月に発効となり、日本は地球との重い約束をしました。地球温暖化対策として、国は地球温暖化対策の推進に関する法律を平成 10 年 10 月に制定しました。この法律は地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

地方公共団体の責務については、みずからの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画を策定すること、また管内の事業所及び住民への指導をするように規定されています。

防府市は、防府市役所環境保全率優先実行計画を平成 12 年度に策定し、みずからの事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の抑制に取り組み、さらに防府市全体の温室効果ガ

スの排出の抑制に取り組むべく防府市環境基本計画を策定し、本年度9月に公表する予定と聞いております。

本日は、防府市環境基本計画を中心に質問をしたいと思います。

最初に、目標の設定についてお伺いいたします。

御承知のとおり、日本は温室効果ガスを1990年比で2008年度から2012年度の間6%削減しなくてはなりません。当然のことながら京都議定書が目標値にならなければなりません。基本計画には目標値は示されておられません。また、目標値を設定するには基準年となる1990年の防府市が排出した温室効果ガスの量と現在の温室効果ガスの量を知る必要がありますが、ともに示されていません。

察するに、1990年のデータを入手することができないのではないかと。また、現在のデータもエネルギー供給会社が公表しないのではないかと。したがって、目標値が設定できないのだと推察します。苦しい胸のうちは察しますが、これらのデータがないと地球温暖化対策の管理サイクルが回りません。関係先と協議し、これらのデータを明確にした計画書にしてほしいと思います。

それと、地球温暖化問題の重大さを考えれば、地球温暖化対策を防府市環境基本計画に包含するのではなく、防府市独自の地球温暖化対策基本計画を策定すべきだと考えます。当局の御所見を聞かせてください。

次に、目標達成のための施策についてお伺いいたします。

地球温暖化対策は、温室効果ガスの抑制と森林などによる温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化があります。まず、温室効果ガスの排出の抑制についてお伺いいたします。

基本計画には、温室効果ガスの排出を抑制する施策は示されていますが、効果の予測がありません。一つ一つの施策の効果予測を累計したものが目標値を上回らなければ計画書とは言えません。一つ一つの施策の効果予測を示してください。といってもすべての施策の効果予測を答えるには時間がかかりますので、累計の効果予測を回答してください。個別の効果予測は文書にして回答してください。

次に、森林などによる温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化についてお伺いいたします。

御承知のように、植物は光合成作用により大気中の二酸化炭素を吸収し酸素を放出します。一年草などは、せっかく吸収した二酸化炭素も枯れて土に返るときに二酸化炭素を放出しますので、二酸化炭素の貯留にはならず効果がありません。したがって、多年にわたって二酸化炭素を吸収し、そして貯留する樹木などを植栽することが有効な手段となります。また、樹木の種類や樹齢によって年間に吸収する二酸化炭素量は異なるようで、地球

温暖化対策の観点から適切な森林の管理が必要になります。この点についての御所見を聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 8番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 地球温暖化対策についての御質問にお答えいたします。

防府市環境基本計画は、国並びに県が環境基本法に基づき策定した環境基本計画との整合を考慮しながら、防府市環境保全条例第8条に基づいて策定したものでありまして、また第三次防府市総合計画を環境面から推進し、環境の保全等に関する施策を実施していくためのものがございます。

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要でかつ喫緊な環境問題であることから、特に重点とすべき施策として、日常生活に起因するCO₂排出抑制のための削減への取り組みについて記載しております。しかしながら、温室効果ガスの算出根拠となる電気、化石燃料等の消費量が各種統計書では市レベルで掌握できないこと。また、産業部門及び民生部門の事業系の算定方法が確立していないことなどにより、残念ながら議員御指摘のとおり、基準年となる1990年並びに現在の温室効果ガス排出量は明示されておられません。

国は、8月30日に基準となる1990年の排出量の確定値を最終的に2,400万トン増加修正し、12億6,100万トンとするとともに、2004年度実績を13億5,500万トンと発表いたしました。これは、基準年の排出量と比較して約7.4%の増となり、我が国の削減目標6%を加えると、今後13%以上の削減が必要な状況となっております。

まず、データを明確にした計画書にという御質問につきましては、業界のデータ未公表や公表されているものの市レベルでの数値を把握できないことなどから非常に困難な状況にあり、御理解を賜りたいと存じます。

また、地球温暖化対策基本計画の策定につきましては、市民、事業者の温室効果ガスの排出削減に関する活動を一層推進するために必要なことと考えており、今後、統一された温室効果ガスの算出・評価方法の具体的な確立を見守りながら、地球温暖化対策の推進に関する法律に準拠した地域推進計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、温室効果ガスの排出抑制の施策の効果予測につきましては、あくまでも国が示した基準年比の6%削減が本市が目指す目標値でありまして、この達成に向けて温室効果ガスの90%以上を占めるCO₂のうち、特に増加の著しい家庭部門を主な対象に省資源・

省エネルギー、3R、グリーン購入など、環境に配慮したライフスタイルへの取り組みの促進及び定着化を環境基本計画に示しております。施策の効果につきましても、さきにお答えいたしましたように統一された算定・評価方法の確立を待って地域推進計画に反映させていきたいと考えております。

最後に、森林などによる温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化についてお答えします。

京都議定書による排出削減6%のうち、森林による吸収量は3.8%と大きなウエートを占めることから、地球温暖化対策の観点から森林の適切な管理が必要なことは議員御指摘のとおりでございます。

御承知のとおり、森林は山地災害の防止をはじめ、水源涵養、快適な生活環境の形成など、多面的な機能も持っております。しかしながら、長引く木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等に伴い、森林は荒廃しつつあります。このような状況に対し、市では間伐を推進し、荒廃した森林に新たな植林をする民有林造林事業、森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金事業、松くい虫の被害拡大を防止する松くい虫伐倒駆除事業、市有林の管理をする市有林保育事業を実施するとともに、防府市民ボランティアによる植樹した広葉樹を育てるため、下刈りと補植活動を支援すると同時に、林道整備など林業の充実と荒廃の進む山村の振興に取り組んでいるところでございます。

また、平成17年度から山口県で導入された山口森林づくり県民税を活用し、光合成を促す間伐の強化や森林の成長を阻害する有害竹の伐採にも取り組み、森林の保全に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 地球温暖化問題の重大さの観点から見たときに、言いにくいんですが、今策定中の防府市環境基本計画、これは先ほどの御答弁で目標値を出すのが非常に難しいことはありましたけども、これではお粗末と私は言わざるを得ないと思います。

先ほどの答弁では、地域推進計画を策定する方向で進むということですので、この点については了解いたしました。その推進計画を策定するには、今まで私もずっと言ってきたんですけども、人、物、金をかける必要があるかというふうに思います。一生活環境課が策定するには余りにもボリュームが大きくて困難だと思います。私はプロジェクトチームをつくって策定すべきであろうというふうに考えますけども、市長の御見解をお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさに推進計画を進めていく上におきましては、大変な困難な道のりが想像されるところであります。人、物、金、そういう体制を整えていく上からも、そのような議員御指摘のようなプロジェクトをつくり上げていくということは急務なことであると、そのように認識をいたしております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） よろしく願いいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律第5条で次のように書かれていますけども、事業者はその事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるように努める。これは努力の責務です。次に、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための施策に協力しなければならない。これは責務になっています。

聞くところによりますと、ある会社は山口県へはエネルギー消費量のデータを提供しますが、防府市には提供しないと、こういったように聞きました。この会社は、先ほど述べましたように地方公共団体が実施する温室効果ガス排出の抑制のための施策に協力しておりません。いわば法律違反を犯しているんですけども、こういう事実があったのかどうか確認をいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） ただいまの御質問につきましては、私は承知をいたしております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） うわさかもしれませんけども、もしそういうことがあるのであれば、もっと強く言うべきだろうというふうに思います。各種データがそろいにくいというのはいろいろあると思うんですけども、その実態をやはり山口県へ言って、山口県から環境省に言ってもらうと、こういうことをしないと物事が前へ進まないと思いますのでよろしくお願いをします。

とはいっても、ほうっておくわけにはいきませんので、防府市がデータをとる必要があるのかなというふうに思います。管内の事業所については、エネルギー消費量の報告義務を課す、これは私の案ですから。市民については事業者と同じく報告義務を課すのも可能でしょうが、むしろ協力してもらえる市民を公募して、その人たちにデータを提供してもらおうということが賢明な方法ではないだろうかと思います。それらから得たデータを統計処理して、防府市のまず現状値を明確にする必要があるかと思っておりますけども、この点について部長の見解を聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 市内の事業者に対する報告義務を課すということにつきましては、さまざまな機会を利用いたしまして、またお願いに伺ったりして、できるだけ協力をいただきたいと、こういう行動は今からとっていきたいと思います。それと、市民の方の協力者を得た上でその辺の分析をして数値目標なり、あるいは数値実績なりを出してはどうかという御意見でございますけれども、やはりこの数値というのは非常に小さい数値のものでございます。特に、その市民生活におきましては、そうは申しましていろいろ生活パターンというのがあるであろうと考えております。たちまち市民の方に協力をお願いして、その人の分を12万市民に平均値として置きかえて、それをデータとして採用したときに、その正確性というものがいかほどのものになるかというのがちょっとまだ疑問がございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、やはり私どもが今考えておりますのは全国的な、そういった統一された計算式と申しますか、やはりこういったものを一日も早く国の方、あるいは県の方も示してもらって、それをやはり国の施策として、結果としてその数値を全国統一的なもので世界的な数値目標、あるいは削減数値、そういったもので打って出るべきではないのかなと、このように考えておりますので。

市民の方に対するある部分の協力者を求めている数値データということにつきましては、もう少し私どもの方で検討させていただきたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 統計学というのは非常に確立されたものがありますので、サンプル層にもよりますけども、防府市全体を推定するには十分活用できると思います。ぜひともデータを集める方法でよろしくをお願いします。

それと、統一した計算書が出るまではやらないんだったら、それが出てからデータを集めるんじゃ遅いわけですよ。それが出たらすぐに計算に乗せられる、そういう基礎データというのはとるべきだというふうに思います。よろしくをお願いします。

次の質問に入りますけども、基本計画に地球温暖化がもたらす影響ですね、これについて記述されております。半ページ程度での記述、しかも迫力がありません。これではだめだと思えますよ。このままなら地球は大変なことになるぞといったことをぜひとも市民に訴えるような迫力のある記述にしてもらいたいというふうに思います。先ほどの推進計画をつくる方向で検討するということでしたので、それをつくるときにはぜひとも迫力のある記述にさせていただきたいというふうに希望しておきます。

それから、温室効果ガス排出の抑制のためのいろんな施策が基本計画にありますけども、トータルで幾ら減らせるかという数字を出してもらいたかったんですが出ませんでした。

出ないんだろうというふうに思いますけども、質問しても出ないと思いますので次の質問に入りたいと思います。

温室効果ガスの排出を抑制する施策は大きく4つあるものです。1つがエネルギーを効率よくつくる。2つ目がエネルギーの消費を少なくする。3つ目が温室効果ガス発生が少ない新たなエネルギーを開発する。4つ目が廃棄物を減量するということだろうと思います。

エネルギーを効率よくつくる、これにつきましては電力会社、ガス会社等の供給会社にお任せするとして、残りの3つについて質問をしたいと思います。

最初に、エネルギーの消費を少なくする施策についてですけども、私たちは豊かで便利な社会をつくってきました。その結果、大量のエネルギーを消費し、その代償が地球温暖化をはじめとする地球環境問題であります。

昭和30年代までにさかのぼれとは言いませんが、せめて昭和40年ごろのライフスタイルに戻す必要があるように思います。すなわち家庭内のテレビなどの電化製品や車、私も車をつくっている会社ですけども、各家庭に1台、お茶などの飲料水は家庭内で調達する。コーラなどの炭酸飲料水、これは家庭の冷蔵庫で冷やしたものを飲むと、こういったライフスタイルにすべきだろうというふうに思います。そうしないと、あすの地球はないというふうに私は思います。

今の生活になれた私たちは不便な生活を多分強いられると思いますが、不便といっても当時私たちは昭和40年代大変便利になったなど、この生活を享受したわけです。その時代に帰るわけですからどうってことないと思います。よろしくお願いします。

基本計画には、地球温暖化に関する正しい知識の普及、最新の情報の提供に努める、こういうふうにはしていますが、具体的な手法とスケジュールを示してください。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） まず、私どもはこの地球環境問題の市民に対するPRといたしまして、いろんな広報媒体、そういったものを利用いたしましてのPR、これを今から推進してまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、まず基本計画のダイジェスト版、順番はちょっと狂いますけれども、そういったもので先ほど議員も御指摘のありました厳しい、迫力のある、何と申しますか、危機感と申しますか、そういったものも織り込みながらダイジェスト版をつくっていただけるといいなと。

それともう一つは、これは定期的なものですけど市広報、そういったものを使って市民の方にお知らせをしていくと、そして片一方では、今、防府市環境衛生推進協議会という

のがございますが、そういったところの広報等も、いわゆる市民のみずからの手でそれに取り組んでいただくという意味合いも込めまして、そういった各種団体の広報にも呼びかけながら広報に努めていきたいなど、このように考えております。

それともう一つは、今から基本計画の具体的な中身、それを環境家計簿というようなものでお示しをしながら、それをつくって配布をしながら具体的な取り組みと申しますが、各世帯、御家庭がどういうふうな方法でそういうCO₂の削減に取り組んでいていただくのが一番いいのか、そういったものも活用してまいりたいと思っております。

それともう一つは、通年的なものでございますけれども、これも広報とかそういったものにはアットタイムといいますか、季節的な、例えば、もう過ぎましたけれども夏であればクーラー、あるいは冬であれば暖房、そういった温度調節等によっても、どのぐらいのCO₂の削減が一般的に図れるんですよというような、具体的なその取り組み内容をまとめた環境家計簿、そういったものも今から取り組んでいきたいなど、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 2 点ほどお伺いします。

今の御答弁で防府市環境推進協議会という言葉が出ましたけれども、この協議会は現在どういう活動をしておるんですか。年間の行事、この環境に関してどういうことをやっとなるか教えてください。

2 点目ですが、午前中の原田議員の御答弁で環境家計簿を作成して家庭に配布するということでしたけれども、この家計簿、非常に私は効果があるというふうに思いますので、ただ全戸配布するだけでは、これはだめだろうと思うんです。ぜひともこの重要性を訴えて配布してもらったらどうかというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 環推協につきましては、この団体そのものというのは市内の各自治会、こういった自治会活動を環境の面から推進していくということを目的として全市的な組織がされておるものでございます。具体的なやはり地域清掃活動とか、あるいは清掃の中にも入るんですけども、地域のボランティア的な清掃活動とか、そういったものを全市的に投げかけていただきながら、いわゆる住民のサイドに立ったそういう清掃活動と申しますかこういったもの、あるいは健康増進、そういったもろもろのものを具体的に実施されておる団体でございます。

それといま 1 点、環境家計簿の内容につきましては、今、議員、御指摘のとおり、でき

るだけ、やはり同じやっていただくのであれば一般的に数値を当てはめてこうなったらこうなったというのではなくて、やはり、もう取り組まないと大変ですよというようなことまでも入れて、なおかつ、今私どもが想定しておりますのは、やはり市民の方、特に御家庭の主婦の方がやはりそれをやることによって家計に及ぼす影響と申しますか、金額換算で家計に及ぼす影響、そういったものも提示を申し上げながら、具体的に本当にそれに取り組んでいただくためのものをつくっていきたいと、このように今、考えておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 私、議員になってもうすぐ6年になりますが、防府市環境推進協議会がどういうことをしとるかというのは今、初めて聞いたんですけども、決して市民には認知されてない団体だろうと思います。これは、もっと地球温暖化対策を今からやっていくについてはここにお願いをして、もっと市民に認知されるようによろしくお願いをしたいと思います。

続いて2点目の、温室効果ガスの発生が少ない新エネルギーの開発について質問をさせていただきます。

全国各地で産官学共同で新エネルギーの開発を進めておられます。火力発電や風力発電、これは既に実用化されておりますが、最近は植物原料から燃料をつくる技術が進んで、既に発電の燃料や車の燃料として実用化の段階に入っています。

このバイオ燃料は、二酸化炭素を排出しないかといえば、それは化石燃料と同じく排出します。では、何でクリーンなエネルギーかというので、ちょっと私わからなくて勉強したんですけども、京都議定書では地上に育つ植物などはカーボンニュートラルといって、どうせ自然に帰るときは二酸化炭素を放出すると、だからどう放出しようが同じではないかということでカウントしないということらしいですね。

したがって、バイオ燃料は燃焼するときに二酸化炭素は排出をしますけどもカウントはゼロということらしいです。しかし、バイオ燃料を製造する過程ではエネルギーを使いますので、二酸化炭素の排出はゼロではありませんが、化石燃料に比べればはるかに温室効果ガスの発生が少ない燃料であります。将来主流となるエネルギー源だと私は思います。この点についての当局の認識があればお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） ただいまの廃食油と申しますか、廃食用油の燃料へのリサイクルはどうかという御質問でございます。

現在、御家庭で使用済みの食用油につきましては、私ども固形化等の処理をしていただ

いた上で、現在焼却処分をいたしております。議員御指摘のとおり、確かに廃食油に化学薬品と申しますか、化学処理をいたしましてバイオディーゼル燃料というものが生成できるということで、これを軽油の代替として使用をすれば化石燃料の削減にもつながりまして、またCO₂の削減にも寄与するものであらうと、このように思います。近辺では、旧小郡町は平成16年度からこの装置を稼働させておるようございまして、ごみ収集車の燃料として使用をしていると、このように聞いております。

今、議員さんの御指摘にございましたように、いろいろ環境問題、CO₂の削減、いわゆるリサイクルとかそういったものの観点からしても、ただ捨てるものを何らかの燃料として利用できるというのは確かに大変いいことであると、このように考えております。私どもも、もっとこれから環境に与える影響とか、あるいは私どもの方でこういう施設、そういったものをつくった方がいいのか、あるいはそういった業界における製造ルート、そういったものがあるのかないのか。もっと言えば、安定的な廃食油の回収方法とか、そういったもろもろのまだ検討すべきこともあらうかと思っております。私ども廃棄物のリサイクルの取り組みの中で調査研究をさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 先日、長野県大町市というところに循環型社会の構築に向けての取り組みについて視察に行きました。

大町市の取り組み、いろいろあるんですけども、その一つに「菜の花プロジェクト」があります。荒廃した田んぼに菜の花を咲かせて、その花を楽しむ、これが1つ。そして、その実を収穫して菜種油を精製する。その菜種油を食べたり、それからてんぷら油にしたりして使うと。その使った廃食油を回収して、先ほど言いましたバイオディーゼル燃料、BDFですね、にして農機具や自動車に使っているという、本当の意味での循環型社会が構築されております。

この取り組みは滋賀県や京都府が先進地で、現在、全国的な広がりを見せておまして、山口県では今、御紹介のありました旧小郡町、これがやっております。それと、下関市の長府商店街振興協同組合が県、市、組合が3分の1の負担で同じ事業を起こしておまして、市の公用車や地元企業の建設機械の燃料として販売をしております。ぜひとも防府市も積極的に取り組む方向で検討をよろしくお願いをいたします。

もう一つ紹介したいんですけども、9月7日の山口新聞に、ほっかほっか亭、弁当屋が調理場から出る、ここは菜種油を使っておるようです、てんぷら油です。廃食油を精製してBDFをつくって、それを食材などの配送車に使うと。来年1月から九州と山口で導入

し、その後3年間で全国に拡大、計画では廃食油の9割をBDFにするということです。実現すれば、年間約8,600トンのCO₂の削減になるという記事が出ておりました。一民間企業がここまでやってくれるんですよ。ぜひとも参考にさせていただきたいというふうに思います。

最後に、3つ目の廃棄物の減量化について質問をします。

廃棄物の減量化を図るには、目標値といつまでに達成するかという期日、これを明確にしなければなりません。

私は、目標値はゼロにすべきだと考えます。そうしないと対策案に妥協が出ますし、また奇抜なアイデアが出ないと思います。ごみゼロを達成するには、3Rの精神を徹底して行うことだ、これに尽きるというふうに思いますが、職員だけが考える3Rだけではなく、事業者の代表、専門家、そして市民の参加によるプロジェクトチームのようなものをつくって、これは素案はなくてもいいと思うんですよ。まずはチームをつくって、みんなで考えることから始めたらどうでしょうか。

オーストラリアの首都キャンベラ、ゼロ・ウェイスト政策をしておりますけども、これは素案なしから始めたそうです。みんなでどういうことをしたらできるか、それがもう7割近い削減につながるとのわけです。防府市も、まずは宣言をすることが大事だと思います。午前中宣言されませんでしたけども、「ゼロ・ウェイスト宣言」をしたらどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 午前中御答弁申し上げましたように、今後、研究をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。環境部長、もっと大きい声で言ってください。

8番（藤本 和久君） 「ゼロ・ウェイスト宣言」をどうもちゅうちょされとるように思います。結果を恐れてのことだろうと思うんですけども、結果というのはついてくるんですよ。要は、過程が大事だろうと思うんです。恐れるべきは何もしないこと、これが恐るべきことだというふうに思います。

廃棄物の減量化の決め手は、リサイクルではなくてリユースだと私は確信をしております。もちろん前提にリデュース、発生抑制がありますけども、この発生抑制、これはだれしも商品を買うときに廃棄物になることを想定して買わない。不必要なものを買わないと言うても、必要だから買いに行くとするわけです。これは非常に難しい。やるにこしたことはないんです。それは難しい。しかし、リユースというのは何とかすればできるんです。この徹底したリユース社会をつくるのが私は必要だというふうに思います。

牛乳瓶、ビール瓶、一升瓶、これらは何度も使用します。こうした瓶のことをリターナブル瓶とか、リユース瓶とか呼んでおりますが、再使用ですから瓶を新たにつくるエネルギーは必要としません。一方、飲料用の缶、ペットボトル、使い捨ての瓶、これらはワンウェイ容器というふうに呼んでいますけども、もちろん資源として回収されますけども、再度容器をつくるのにエネルギーを必要としますので、リユース容器より明らかにCO₂は多く排出します。

そこで質問しますが、自分には不用物でも第三者には利用価値のあるもの、それらを再使用するには情報提供の場が不可欠であります。どのように認識されていらっしゃるでしょうか。それと、基本計画ではリターナブル瓶を使用した製品を選びますと、これを市民に働きかけておられますが、具体的な手法とスケジュールを示してください。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） リユースについての考え方はどうかということでございます。

議員御指摘のとおり、ごみの減量化と申しますのは、やはりまず第一義的にはごみは出さない。次に、出されたごみはそれこそそのまま再利用するという。そして、最後にどうにもならない、そのまま使えないものは原材料、あるいはそのエネルギーの新たな資源として再活用していくと、こういう順序で取り組んでいく必要が今後あるであろうと考えております。

特に、今議員御指摘の不用品を再度利活用するという事は、これはごみの減量化とともに、これは市民だれもが思わなければいけないものなんですけど、いわゆるもったいないと、そういう気持ちを醸成することが期待できるのではないかなと、このように考えております。これは、また私ども本市における今後の廃棄物処理行政におきましても有効な一つの施策ではなかろうかなと、このように考えております。

リユースにつきましては、いろいろ具体的な方策、取り組み等についてはいろんな方法が考えられると思いますので、今後、具体的にその検討をさせていただきたいなと思っておりますけれども。

例えば、一つの例といたしましては、現在、10月にフリーマーケットが開かれておりますけれども、そのような形で一つの場所提供をいたしまして需要と供給の橋渡し、一つの場所で、そういったものも制度として考えられるのではなかろうかなと思いますので。これが事になりますと一つの面積が要りますので、そういった今の現有面積でできるのか、あるいは新しい施設を今から建設しようとしておりますけど、そういった中でどこまで広げていくのかと、こういったものも絡めながら検討をさせていただきたいと、このように

思います。

それと、リターナブル製品でございますが、確かにリターナブルというのは何回も使えて、これほど便利なものはないわけでございます。ただ、私ども今までの数値の流れを見てみますと、だんだんリターナブル製品が全体的に減少してきておるといふ傾向が見られます。これは、市民の消費者の方もやはり重いものよりも少しでも軽い方がいいとか、いろんな理由があるんだろうと思いますが、事業者の方から見てもやはり容器の運搬にかかる経費、あるいはその衛生面の問題からだろうと思うんですけど、今言いましたように徐々に使用が減ってきております。

現実問題、私どものごみ処理、いわゆるリサイクルの部分におきまして、このリターナブルの回収ルートと申しますか、こういったものが徐々に維持できなくなってきておるのが現状でございますので、今から再度こういったリターナブルの回収がスムーズにいくように研究もいたしますし、またそういった関係業者と申しますか、そういったところとも協議を進めて、とにかくこういったものもスムーズに回収ができるように働きかけていきたいなと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 廃棄物の減量化に対する思いは一緒ですので、ぜひともよろしくお願いいいたします。

私は、牛乳、それからしょうゆ、酒、ビール、これはリユース瓶のものを使った商品を購入しています。金銭的には若干の負担増になりますけども、おいしさや、そして心の満足感で十分ペイしていると感じております。

リユース容器について少し情報提供したいと思います。日本の普及率ですが、これデータが少々古いんですが、ビールは 89 年は約 70% で主流でありました。しかし、7 年後の 96 年には約 40% に落ち込み、缶に主流の座を明け渡しております。それから炭酸飲料ですが、89 年に 17% だったものが 96 年には 4% まで落ち込んでいます。圧倒的に缶やペットボトルの時代になっております。

では、各国のリユース容器のシェアはどうかということですけども、ドイツ、これは 72% 以上、というのはこれは法律があって 71% 以上のリユース容器を使わないと販売できないようになってるようです。デンマーク、97%、これは缶の製造を禁止する法律があるそうです。アメリカ、これは大体日本と同じですけども、州によって取り組みがいろいろありまして、オレゴン州はリユース瓶の保護政策が効いておると申すんですけども、98% を出しています。全然日本はおくれとるわけです。ぜひともよろしく申し上げます。

先ほど部長も言われましたが、幾らリユースしてもどうしてもごみが出る。それは、や

むを得ず出たごみは、今度は分別してリサイクルする、資源として使う、あるいは燃料として使う、焼く前にというふうに言われましたけども。

防府市は今アルミ缶、スチール缶、瓶、ペットボトル、折り込み広告を含む新聞、雑誌、段ボール、この7品目を資源ごみとして回収していますが、これをさらにふやす考えはありますか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 分別収集につきましては、今議員が御指摘をされたような種類の分別収集を現在やっております。これは、今後さらに、例えば牛乳パックとかそういったものも増やしていく必要があるわけでございます。現在におきましては、保管場所の問題、そういったもろもろの制約の中で現時点では新聞、雑誌、段ボール、それと今の缶、そういった瓶、そういった限定的な物しかやっておりません。

ただ、これにつきましては先ほど来から申し上げております、現在新しい焼却施設の建設に向けて準備を進めておりますので、その中でそういったものも拡大をしていくという方向性の中で検討しておりますので御理解をいただきたいと、このように思います。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 続きまして、温室効果ガスの吸収についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁では、現在、防府市がどの程度CO₂を吸収しとるかという答弁がなかったと思うんですけども、現在、防府市の森林はどの程度のCO₂を吸収しとるのか、産業振興部長、わかれば教えてください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 森林の面積は把握しておりますが、それが全体としてCO₂をどれほど吸収しているかという試算もしたことがありませんので、御答弁ができません。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） そうだろうと思います。やっぱり山をサンプリングして、1平方メートル当たり広葉樹が何本植わっておるか、針葉樹が何本植わっておるか、これで想定して、ぜひとも防府市でどのぐらいCO₂吸収しとるといぐらいの数字はつかんでもらいたいというふうに思います。

私、ちょっと勉強しようと思っいろいろ見たんですけどわからないんで、産業振興部長、御存じならお伺いしたいんですが、樹木は光合成で二酸化炭素を吸収して、その吸収した二酸化炭素を今度はカーボンという形で貯留します。

樹木の種類や樹齢によって二酸化炭素の吸収量は違うというふうに聞いておりますけども、吸収量の多い樹木が何で、少ない樹木がこういうもんだと、代表的な例でいいですか
ら年間のCO₂吸収量は樹齢によってどう違うんだといったような情報、お持ちですか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 科学的なきちとした情報は得ておりません。ただ、私見ですが樹木、広葉樹は太陽を受けとめる面積が広いので、もちろん落葉しますが夏場葉っぱがある間は光合成が活発な植物だと思っています。針葉樹は、1年間葉っぱはついておりますけども、葉っぱの面積が狭いので、その分だけ光合成の活動が広葉樹に比べれば少ないのかなという、これはあくまで私見です。

以上、お願いします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 年間にどのくらい樹木が成長するかで大体わかるものですが、私の認識では広葉樹の方が少ないと思うんですよ。針葉樹は早う太うなりますから、ぜひとも情報をください。別に理解度のテストをしているわけではありませんので、お許しください。

山口県は、平成17年度から森林の持つ多面的な機能の持続的な発展を目的として、先ほど御答弁ありましたが、山口の森林づくりという事業を開始しました。当面は、これは5カ年計画になっておりますが、5年で成果が出るものではありませんので、当然継続されると思いますけども、これは県事業ですけども、少なくとも防府市の山ぐらいは防府市は知っておく必要があると思います。防府市の森林がどのように整備されるのか、17年度の実績があればどういうことをやったか聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員御承知のように森林税、県民税ですけども、17年度に発足しましてことしで2年目です。今、県下であっちこっちその森林税を活用して森林整備が行われておりますが、17年度で言いますと、防府管内だけの実績でございますけども、この県民税で整備しました事業面積が2.97ヘクタールでございます。これは、施業地といいますけども、事業を行った場所は小野地区でございます。対象の森林は、杉、ヒノキが17年度では該当の事業として実績を得ております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 計画も聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、具体的になっている今後の計画では、18年度、今年度でございますけども、この計画が御報告申し上げますが、今年度は防府市内で7.35ヘクタールを対象にこの県民税を利用した事業を行います。これは、地区としましては、引き続きましての小野地区と富海地区ということになります。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 時間がないので最後の質問に入りたいと思いますが、地球温暖化対策の管理サイクル、プラン・ドゥ・チェック・アクション、これがうまく回っているかどうか、これは検証する必要があると思いますが、どのような手法で行おうとされているのか、これは生活環境部長ですか、聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） プラン・ドゥ・シー、あるいはチェックのサイクルをどのようにしようとしているのかという御質問でございますけれども、このサイクルを具体的にやろうといたしますと、どうしても市民の方々の取り組みの有効性、あるいはそれから出てくる数値、そういったものを反映させながら徐々に改善の方向に持っていく必要があるというふうに認識はいたしておりますけれども、現時点、具体的に今からそういうプラン・ドゥ・シーをどのように持っていくかという部分につきましては、現時点ではまだちょっとそこまで検討をいたしておりません。申しわけございません。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 最後に要望して終わりたいと思います。

検証は、結果系の検証と、要因系の検証と両方で評価をしないといけんと思いますけども、ぜひその評価ツールを、これでするんだということをはっきりしてもらいたい。その一つの評価ツールはISO14001、それから7月2日の朝日新聞に出ていますけども環境首都コンテスト、こういった評価ツールがあるわけですから、ぜひとも、内部評価もいいでしょうが甘えが出ますので、外部評価でそういうツールを使うことも検討してもらいたいということを要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、8番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、14番、平田議員。

〔14番 平田 豊民君 登壇〕

14番（平田 豊民君） 政友会の平田でございます。本日最後の質問者でございますので、手短かに終えたいと思います。

まず1点目、何十年来、朝夕の通勤時の混雑、週末、それからお盆、年末の交通渋滞にはほとんど手をやいております。周南市側にはくい打ちされた様子が見受けられますが、国道2号椿峠の四車線化の進行状況、今後の予定、その後、防府市側はどうなりそうかをお示しいただきたいと思っております。

2つ目として、義務教育における小学、中学を一つにした小・中一貫校の新設は可能かどうかお尋ねをいたします。

3番目として、先月8月3日、静岡県 of 三島市に建設委員会として行政視察にまいりました。テーマの施設などを案内してもらっているうち、公設トイレがきれいであることに

気づき、何となくこうした施設がきれいに維持管理されているのは何かよい方法がおりなのででしょうかとお尋ねいたしました。

お答えとして、実は三島市においても過去そうしたものの汚損、破損の被害にはたびたび遭いました。そこで、破損などの折には、新聞社の協力を得て何月何日にこうした公設施設の破損がありました。心ない行為はせず、公の物を大切にいたしましょうという新聞報道を根気よく続けたところ、二、三年いたしましたら、そうした汚損、破損などのようなことがなくなってまいりましたという回答でございました。事実、担当者の方々もそういうことに対して予想外のことのように受けとめておられました。

こうした事実があるのなら、まねをする、また倣わぬ法はないということで、このような啓発活動を広い分野に行い、協力を得られるようひとつ取り組んでみられることをお勧めいたしますが、いかがなものでしょうか。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 14番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは国道2号の問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、一般国道2号の樺峠四車線化の進行状況と経過についての御質問でございますが、国道2号の徳山西インターチェンジから防府バイパスまでの間、周南市戸田から防府市富海までの約5キロでございますが、これにつきましては朝夕をはじめとして慢性的に混雑している状況にありまして、市民生活や経済活動に支障が生じておりますことから、防府市としては周南市とともに従前から国土交通省等に早期整備を再三要望してまいりました。

その結果、平成15年度には徳山西インターチェンジから樺峠までの間2.4キロについて、戸田拡幅事業として採択されたところでございます。以後、地元説明会、測量、家屋及び用地調査等を経て、現在、用地買収が進められておりまして、早期整備に向けて事業の促進が図られているところでございます。

次に、今後の予定と防府市のかかわりについてでございますが、事業採択された戸田拡幅事業につきましては、一刻も早い完成をお願いすることになります。富海地区の皆様にとりまして長年にわたる念願でありますところの、樺峠から富海地区の四車線化の着手につきましては、国土交通省山口河川国道事務所も整備の必要性は十分認識されておられますので、この支援を得ながら引き続き周南市と連携を図り、国土交通省、財務省及び関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長、総務部長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（平田 豊民君） ありがとうございます。

国の事業とは申せ、ぜひとも四車線化は実現せねばならないものと考えております。地元の人々の中には、出先機関で測量図面を確認の上、自分の家を建てられるのに前もってその図面どおりセットバックして国道2号の完成を心待ちにしておられる方もおられます。

また、富海地区での四車線化の確認はまだなされてないとは聞いておりますが、特別委員会、そしてまた今後、時をはかり陳情運動を計画してまいりたいと思いますが、その点、当局におかれましてはいかがお考えでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今、地域の方々の御協力ということもございませう。この本議会におきましても、道路拡充についてという形でも要望いただいておりますのでそれとあわせて、また先ほども申しました国土交通省山口河川事務所等にも要望してまいりたいと思っておりますので、その辺を御理解賜りたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（平田 豊民君） わかりました。いろいろ地元からの要望、行動、アクションもあるかと思いますが、そのとき私がおりましたら一生懸命お手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は小・中一貫校の新設について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは、小・中一貫校の新設についての御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、小・中学校の連携の重要性を認識し、平成13年度から研究指定校による研究を始め、市内各学校においてさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

さて、全国的に少子高齢化が急速に進む中で、本市も例に漏れず昭和62年1万6,100人在籍しておりました市内小・中学生が、今年度は9,958人と、この20年間で6,000人以上も減少しており、市内小・中学校の児童・生徒数の減少には歯どめをかけることができない状況にあります。特に、中・小規模校では近い将来の児童・生徒の激減に伴う学校の存続すら危惧されるところでございます。

このような中で、自立と発展に向けた本市の活性化を図るためには、地域を愛し将来地域の担い手となる児童・生徒の育成が望まれます。そのためには、小・中学校が連携を図

りながら大都市に負けない特色と魅力を持ち、地域から強く信頼される学校づくりに取り組む必要があると考えております。

また、学校教育の大きな課題である不登校についても、中学1年時に急増している状況があり、小学校から中学校に入学する時点での学習形態の違いや、人間関係の複雑さ等、進学段階での問題によるものがあるとの指摘もございます。

このような状況を踏まえ、教育委員会におきましても小・中学校の連携の重要性を大きな課題としてとらえ、本県独自の施策であります「ふれあう学び舎づくり推進事業」による中学校入学時での学習不適應への対応や、大道小・中学校を研究指定校として実施しております小・中学校連携推進事業による取り組み等、研究並びに実践をより深めているところでございます。

議員御指摘の小・中一貫教育は、小・中連携の発展的なものであると考えており、その有効性や課題等を現在研究しているところでございます。東京都品川区や宮崎県日向市等で進められている小・中一貫教育特区では、小・中6・3制を9年一貫制にし、その中で1年から4年までを前期、5年から7年までを中期、8年から9年を後期とした4・3・2制による取り組みを試みながら有効性等を研究しておられます。

本市教育委員会といたしましては、これらの取り組みよる成果や課題を十分参考にさせていただきながら、大きな構造改革となります小・中一貫教育が本市の地域性等の実情に合致しているか、あるいは現状での小・中連携では課題解決は難しいのか、また、過疎化に歯どめをかける一方策となり得るか等々、議員御指摘の状況や御提案を十分踏まえながら、一層研究してまいりたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（平田 豊民君） ありがとうございます。

実は、この質問は先般の移動市長室において表面化した問題でございます。改めましてお尋ねしましたのは、過疎化の進行します富海地区におきまして、このままでは学校の合併が起こり、生徒たちがバスに乗って大規模校に通う事態が発生するのではないかとの親御様方の御心配のもとに出てきた問題と考えて、大筋を外れるものではないと私は個人的に考えております。

事実、自治会長集会では、こうした一貫校の陳情運動を起こそうではないかとの発言も出るようになっております。事実でございます。今教育長さんの御回答にございましたように、ある部分では地区のわがままかなというような感じもなきにしもあらずでございますが、やっぱり地域性を生かしたということで今後ともそういうテーマでちょっとひとつお考え、御配慮をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3番お願いします。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は公設の施設について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、3つ目の質問にお答えをいたします。

施設の管理が各課にまたがっておりますので、総務の方で答えさせていただきます。

公園等の管理人のいらっしゃる公設の多くの施設につきましては、その管理を地元のボランティアの皆様のご活動にゆだねていることが多く、その活動には日々大変感謝いたしているところでございます。

しかしながら、一部の心ない人による施設の破損行為等も多く発生しており、トイレの清掃活動や遊具等の破損修理をはじめ、その対応につきまして苦慮しているところでございます。

この件に限らず、いろいろな場面でモラルの低下が叫ばれている昨今の状況を見ますと、モラルの向上を図るための取り組みの必要性を痛感いたしておりますが、非常に難しい課題でもありまして、今後学校や家庭、そして地域社会における教育の重要性を改めて強く感じているところでございます。

いずれにいたしましても、管理人等のいない公設施設の維持管理における諸問題は、一朝一夕には解決できる問題ではございません。議員御提案の啓発活動につきましては、市広報等への掲載方法や関係報道各社への掲載依頼等を含めまして、今後十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（平田 豊民君） ありがとうございます。

おこがましいんですが、もうちょっと心の方へというような気持ちを私個人は持っております。今申しましたような三島市の例を挙げましたが、考えてみますとこの問題が幅広くいろんなことに関連するように思えてならないのでございます。公共の物を大切に、当たり前のごとくございましょう。物を大切に、生き物を大切に、これはとりもなおさず人間を大切にすることにつながるのではないかと思えるわけでございます。

昨今のマスコミ報道に接しまして思うに、何かこうしたものが何か我々の日常の中で物を大切に、すべてを大切にするという心が培われていないのではなからうかなという気がしてなりません。

もう一つ具体的な質問をいたしますが、今、部長さんの回答で、ちょっと私、はっきり聞き取れなかったのですが、市の方におかれましてはマスコミ、新聞社関係と連携をとりながらそういう具体的なアピールとか、そういうお取り組みというのはどういう回答だっ

たか、ちょっと私聞き取れなかったんで申しわけありません。もう一遍よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。大きい声でお願いします。

総務部長（浅田 道生君） 具体的には申し上げておりませんが、一般的な今後報道各社へ掲載等の依頼、どこまでできるんか、ちょっとこれは検討してみないと、また報道各社の御都合もございましょうから、その辺はちょっと報道各社と今後協議をさせていただくということになるかと思えます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（平田 豊民君） わかりました。

先ほど申し上げました三島市さんにおかれては、そういう二、三年の継続活動の中で、要するに一種のキャンペーンの中で、逐次そういう破損、汚損というようなものがなくなったということは、三島市市民の方々の心構え、心の構造が変化をしたということに尽きるのではないかと思います。そういうことでございますが、一般に体づくりということは大きく取り上げられ、語られることが多いようでございますが、人の心づくりというものが意外と置き去りにされているように思えてなりません。こういうことにも大きく取り組んでいただきたい。人間社会が進歩することを願って、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、14番、平田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 2時26分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年9月11日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 原 田 洋 介

防府市議会議員 河 杉 憲 二